

7月企画運営委員会次第

日 時 平成24年7月25日(水)10:30~
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (2) 全国保育研究大会への参加希望調査について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No12-03
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

<本日の今後の予定>

- 13:30~ 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会
ホテルキャメロットジャパン 4階 フェアウインドI
17:30~ 同 情報交換・懇親会 同 フェアウインドIII

※8月企画運営委員会は休会です。

※9月企画運営委員会(予定)

平成24年9月12日(水)14:30~ 県社会福祉会館第1会議室

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成24年7月25日(水) 13:30 ~
場 所 ホテル・キャメロット・ジャパン
4階 フェアウインド

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (13:50 ~ 17:15)

議 題

「今後の保育所のあり方について」

- 基調講演「今後の保育所のあり方と全国保育協議会の対応について」
 - ①総合子ども園に係る検討経緯と今後の方向について
 - ②全国の保育所最低基準の状況と望ましいあり方・考え方について
- 講師 全国社会福祉協議会 全国保育協議会会長 小川 益丸 氏
- 質疑応答
- 意見交換会

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ~ 19:30)

6 閉 会

県・市町担当課長／県保育会委員保育連絡協議会座席表

2012/7/25

(敬称略)

演 壇

小川会長

司会○岩澤

1 ○	榎原副課長
2 ○	末松主事
3 ○	横須賀市
4 ○	平塚市
5 ○	鎌倉市
6 ○	藤沢市
7 ○	小田原市
8 ○	茅ヶ崎市
9 ○	逗子市
10 ○	秦野市
11 ○	厚木市
12 ○	大和市
13 ○	伊勢原市
14 ○	座間市
15 ○	葉山町
16 ○	松田町

理事長	萩原	○	岩澤
副理事長	宮田	○	府川
副理事長	伊澤	○	横山
顧問	都築	○	石井
相談役	富田	○	土屋
監事	石野	○	藤田
	高木	○	成田
	渡部	○	叶
	長谷川	○	高橋
	富田	○	渡邊
	鈴木	○	石井
	瀬戸	○	三崎
	中茎	○	武藤
	金子	○	岡本
	真壁	○	林
	永瀬	○	遠藤
	石山	○	松本
	都築	○	高橋
	山岡	○	事務局
	山本	○	事務局

平成24年度保育連絡協議会・保育会委員出席者名簿

敬称略

No.	地区	保育園名	氏 名	備 考
1	理事長	大原保育園	萩原 敬三	
2	副理事長	長井婦人会保育園	宮田 丈乃	
3	副理事長	五反田保育園	伊澤 昭治	
4	顧問	上府中保育園	都築 融光	
5	相談役	岩瀬保育園	富田 英雄	
6	監事	ふくざわ保育園	石野 美保子	
7	横須賀	長岡保育園	高木 瞳子	
8	横須賀	和順保育園	渡部 俊賢	
9	横須賀	森崎保育園	長谷川 真由美	
10	鎌倉	オランジエ	富田 知敬	
11	鎌倉	大船保育園	鈴木 恵子	
12	藤沢	藤沢保育園	瀬戸 富美江	
13	茅ヶ崎	中海岸保育園	岩澤 貞之	
14	茅ヶ崎	小和田保育園	中茎 ケイ子	
15	逗子	桜山保育園	金子 ゆり子	
16	平塚	真土すばる保育園	真壁 洋道	
17	平塚	愛・八幡保育園	永瀬 輝美	
18	平塚	金田保育園	石山 みよ子	
19	小田原	山王保育園	都築 顯道	
20	小田原	豊川保育園	山岡 壽江	
21	秦野	やまゆり保育園	山本 昇	
22	秦野	渋沢保育園	府川 宏子	
23	南足柄	華綾保育園	横山 由美子	
24	中郡	百合が丘保育園	石井 由美子	
25	足柄下郡	仙石原保育園	土屋 あつみ	
26	厚木	岡田保育園	藤田 理恵	
27	厚木	もみじ保育所	成田 美奈子	
28	大和	若草保育園	叶 秀子	
29	伊勢原	林台保育園	高橋 仁史	
30	座間	座間保育園	渡邊 郁子	
31	座間	ひばりが丘保育園	石井 桂子	
32	綾瀬	つぼみ保育園	三崎 たずゑ	
33	綾瀬	綾南保育園	武藤 初美	
34	寒川	一之宮愛児園	岡本 政江	
35	愛川	中津保育園	林 綾子	
36	保育士会	城山乳児園	遠藤 文子	
37	保育士会	三和保育園	松本 美津江	
38	保育士会	比々多保育園	高橋 直子	

平成24年度保育連絡協議会県・市町村課長出席者名簿

建制順
敬称略

No.	県市町	所 属	氏 名	備 考
1	神奈川県	次世代育成副課長	榎原 友二	
2	神奈川県	次世代育成課主事	末松 晃	
3	横須賀市	こども育成部保育課長	高木 厚	
4	平塚市	健康・こども部こども家庭課長	大野 勉	
5	鎌倉市	こどもみらい部保育課長	進藤 勝	
6	藤沢市	こども青少年部参事兼保育課長	青木 正己	
8	小田原市	子ども青少年部保育課長	北村 洋子	
9	茅ヶ崎市	子ども育成部保育課長	岡本 隆司	
10	逗子市	福祉部保育課長	杉山 正彦	
11	秦野市	こども健康部保育課参事兼課長	中谷 康	
12	厚木市	こども未来部保育課長	飯塚 尚	
13	大和市	こども部保育家庭課長	関 信夫	
14	伊勢原市	子ども部保育課長	苅籠 央樹	
15	座間市	福祉部保育課長	安藤 潔	
16	葉山町	保健福祉部葉山保育園園長	井上 尚美	
17	松田町	健康福祉課長	小林 賢吾	

県・市町村連絡協議会進行表

司会 岩澤総務委員長

時 間	内 容	担当(敬称略)
13:00 13:30 (20分)	受付 開会 開会の言葉 主催者挨拶 出席者紹介(県、市町村、保育会の順)	岩澤総務委員長 宮田副理事長 萩原理事長 岩澤総務委員長
13:50 (60分)	第1部 連絡協議会 議題 「今後の保育所のあり方について」 ○基調講演「今後の保育所のあり方と全国保育協議会の対応について」 ①総合子ども園に係る検討経緯と今後の方向について ②全国の保育所最低基準の状況と望ましいあり方・考え方について	萩原理事長(議長) 全国保育協議会 小川益丸会長
14:50 (20分)	— 休憩 —	
15:10 (30分)	○質疑応答 ・講演内容を中心とした質疑応答	萩原理事長(議長)
15:40 (80分)	○意見交換会 ・県・市町村課長から順次コメント、委員との意見交換	萩原理事長(議長)
17:00 (15分)	○連絡協議会 まとめ・総括	富田相談役
17:15 (15分)	第1部閉会・事務連絡 — 休憩 —	岩澤総務委員長
17:30 (120分)	第2部 情報交換・懇親会 開会挨拶 市町村代表挨拶・乾杯 — 懇 談 —	岩澤総務委員長 都築顧問 〇〇市課長
19:30	閉会の言葉 閉会	伊澤副理事長 岩澤総務委員長

企画運営委員各位

次の調査を至急行うことになりました。

企画運営委員は、地区の会員に連絡の上、参加希望者を取りまとめ、8月15日(水)までに、別紙fax用紙にて事務局までにご連絡をお願いいたします。希望者がいない地区でもご返信ください。

一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

全国保育研究大会への参加希望調査について

11月14日(水)～16日(金)、沖縄県において「全国保育研究大会」が開催されます。
本県に関するイベントは、次の内容が想定されています。

<第1日目 11月14日(水)>

○ 表彰

- ・ 全国保育協議会特別感謝 前保育会理事長 都築 融光 氏
- ・ 全国保育協議会会长表彰 5名(予定)

<第2日目 11月15日(木)>

- 分科会発表 ・ 伊勢原市保育内容研究会 「子育ち・子育て支援のネットワークと保育所の役割」

<第3日目 11月16日(金)> 記念講演等

神奈川県保育会では、「被表彰者、発表者のお祝い、激励の会」を、第1日目の夜に開催予定であり、そのために、第1日目の午前出発・第3日日の夜帰着、同じホテルに2泊の行程によるツアーを、次のとおり企画したいと考えています。

そこで、このツアーを企画した場合の参加希望の調査を行います。

ツアーオの概要(名鉄観光・横浜支店が担当します。)

往路	11/14(水) JAL905	羽田(8:35)	—	沖縄(11:00)
復路	11/16(金) JAL922	沖縄(19:10)	—	羽田(21:35)

※ ①11/14(水)は、13:00から開会式・式典開始。

②11/16(金)は、これより早い発着便は、修学旅行予約のため、団体利用での確保は不可能。

③ホテルは、「かりゆしアーバンリゾート・ナハ」を予定(分科会会場の一つ)。

④料金は、航空運賃未公表のため、後日ご案内します。

(問合せ・連絡先) 一般社団法人神奈川県保育会事務局

TEL 045-311-8754

<別紙>

FAX送信用

神奈川県保育会事務局行き (FAX 045-311-1837)

保育園名 _____

企画運営委員 氏名 _____

全国保育研究大会・参加希望調査

1 このツアーへの参加希望の有無を回答します。

希望あり

希望なし

(該当事項に○をつけて下さい)

2 このツアーへの参加希望者は次のとおりです。

保育園名	職名	氏名

3 このツアーに参加はしませんが、次の日程の航空便、ホテルの確保を希望します。

往路	復路	ホテル希望の有無	保育園・氏名
<記載例> 11/13、11時台発着便	11/17、13時～15時 台発着便	有の場合、ホテル名 を記載	○○保育園 ○○他1名

※ ①航空便は、同日・同時刻で5名以上にならなければ団体扱いにはなりません。

②ホテル名は、全国大会パンフレットをご参照ください。ホテル確保の希望がない場合は、「希望なし」と記載してください。

子ども・子育て支援システムと全保協の対応

24. 7. 25

m. o g a w a

1. 経緯

(1) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 H. 19. 12

(2) 社会保障審議会 少子化対策特別部会 H. 20. 3～
H. 21. 12
・保育専門委員会

(3) 今後の認定子ども園制度の在り方について H. 21. 3
(検討会報告書)

(4) 子ども・子育て新システム検討委員会 H. 22. 1～
・3チームに参画
・全保協の主張

(5) 子ども・子育て新システム検討委員会報告 H. 24. 3
・法案提出

(6) 3党合意 修正案議員立法 衆議院可決 H. 24. 6

2. こども・子育て支援システム

(1) 子ども・子育て支援法に対する修正案

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定子ども園法）

(3) 関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案
(児童福祉法について)

3. 全保協の対応

I 子ども・子育て支援法、II 認定子ども園法、III 改正児童福祉法（ダイジェスト版）

m. o g a w a

1. 子ども・子育て支援法

1. 教育・保育施設・認定子ども園・幼稚園・保育所

2. 地域型保育・・・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

3. 子どものための教育・保育給付

施設型給付費（特例施設型給付）

地域型保育給付費（特例地域型保育給付費）

4. 支給認定

要件・・・特定教育・保育、特例利用教育、特別利用教育、特定地域型保育、特例保育の利用者
* 9条1号認定・・・3歳以上の教育

2号同趣旨・3歳以上の保育

3号認定・・・3歳未満の保育

*保育必要量の認定

月単位で施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付費、特例地域型保育
給付費を支給する保育の量

5. 施設型給付費支給の施設として確認する教育・保育施設

確認に係わる教育・保育施設とは・・・・・

*認定子ども園で受ける教育・保育

*幼稚園で受ける教育に限定

*保育は、教育に係わる標準的な1日当たりの時間、期間を勘案して1日当たりで行
るものに限られる

*2号認定は、認定子ども園での教育・保育、保育所での保育に限定

*3号認定は、認定子ども園、保育所で受ける保育に限定
(保育にあっては、保育必要量の範囲内)

6. 施設型給付費の額

*一月につき、(教育・保育に要した費用)の額を控除して得た額

①子どもの区分、保育必要量、地域区分、(経営実態調査を踏まえる)

②保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める(政令の額を限度)

7. 支払い方法

*市町村は施設型給付費として支払うべき額の限度を特定教育・保育施設に支払う(代理受領)

8. 特定教育・保育施設の確認

*特定教育・保育施設の設置者の申請により、

教育・保育施設の区分に応じ、子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村が行う

①認定子ども園・・・19条1項各号区分

②幼稚園・・・・・19条1項1号区分

③保育所・・・・・19条1項2号区分

*市町村が利用定員を定めるときは、合議機関の意見、保護者そのた支援当事者の意見を聴く

*設置者による確認利用定員の増加の確認変更申請できる(都道府県知事に協議)

*利用定員の減少をするときは、減少の日の3ヶ月前までに市町村長に届出(35条)

9. 設置者の責務

*利用申込みを正当な理由がなければ拒めない

*確認利用定員を超える場合は、公正な方法で選考

*教育・保育の質の評価を行う

10. 特定教育・保育施設の基準(施設区分ごとに基準)

①認定子ども園—認定子ども園法3条1項の規定により、都道府県で定める要件

同条3項の規定により、都道府県条例で定める要件、又は

認定子ども園法13条1項の規定により、都道府県の条例の設備及び運営に
についての基準

②幼稚園——学校教育法3条規定の設備、編成その他に関する設置基準

③保育所——都道府県条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準

*市町村条例で定める運営に関する基準に従う

*市町村条例制定

①内閣府令で定める基準に従う事項

1. 特定教育・保育施設の利用定員

2. 適切な処遇の確保、秘密の保持、健全な発達に密接に関連する事項

②内閣府令で定める基準を斟酌する事項

1. その他の事項

1 1. 特定教育・保育施設の報告、勧告、命令、確認取消、

1 2. 業務管理体制の整備

* 33条6項又は45条6項に規定の業務履行確保されるよう業務管理体制の整備

①整備に関する事項の届出

1 3. 教育・保育に関する情報の報告及び公表

* 提供する教育・保育情報市町村長又は都道府県知事に報告一知事は公表

* 内容—子ども、保護者が教育・保育を受ける機会を確保するため公表が必要なものとして
内閣府令で定める

(教育・保育の内容、提供する施設、事業者の運営状況に関する情報)

1 4. 地域子ども・子育て支援事業

①確実に、子ども・子育て支援給付を受け、子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、
地域子ども・子育て支援に関する問題について保護者からの相談に応じ、

必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関との連絡調整その他内閣府令で定める便宜の提供

②時間外保育の費用

③特定支給認定保護者への費用（日用品等の購入費用、行事参加費用、その他類する費用）

④特定教育・保育施設等への民間事業者参入に関する調査研究費外

④放課後児童健全育成事業

⑤子育て短期支援事業

⑥乳児家庭全戸訪問事業

⑦要保護児童対策地域協議会による要保護児童の支援に関する事業

⑧地域子育て支援拠点事業

⑨一時預かり事業

⑩病児保育事業

⑪子育て援助活動事業

⑫妊婦に対する健康診査実施事業

1 5. 子ども・子育て支援事業計画

①市町村子ども・子育て支援事業計画

②都道府県子ども・子育て支援事業計画

1 6. 費用

* 市町村支弁

①市町村設置の特定教育・保育施設の施設型給付費、特例施設型支給に要する費用

②民間設置の指定子ども園給付費、特例子ども園給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の支給に要する費用

③地域子ども・子育て支援事業に要する費用

* 都道府県支弁

①都道府県設置の子ども園に係わる子ども園給付費、特定子ども園給付費に要する費用

* 都道府県の負担

①施設型給付費の4分の1を負担

* 国の負担

①市町村が支弁する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の2分の1を負担

1 7. 子ども・子育て会議

* 委員25人—保護者、都道府県知事、市町村長、事業主代表者、労働代表者、子ども・子育て支援事業に従事する者、学識経験者

* 市町村における合議制機関

①設置努力義務

②協議内容

1. 利用定員の設定（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）
2. 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、計画を定め、変更するとき
3. 子ども・子育て支援施策の総合的、計画的推進に関し必要な事項、施策の実施状況

　　調査審議

*都道府県の設置努力義務

18. 罰則

19. 附則

(1) 施行期日

- *消費税法の一部を改正する等の法律附則1条2項に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間で政令の定める日から施行
- *施行後5年を目途として必要があると認めるときは所要の措置をとる

(2) 検討

- *出産、育児休業に係わる給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討
- *平成27年度以降の次世代育成推進法の園長について検討
- *幼稚園教諭、保育士、放課後児童健全育成事業従事者の処遇改善に資するための施策の在り方
登録保育士で現に保育の業務に従事していない者の就業促進
人材確保の方策について・・・検討
- *公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方の検討

(3) 財源確保

- *量的拡大、質の向上の推進を図るために安定財源確保に努める

(4) 保育の需要、供給の状況把握－施行日前日まで

(5) 子どものための現金給付の経過措置

(6) 保育所の委託費の支払い——・特定保育所の教育・保育（保育に限定）の保育費用を委託費とする
(27条適用除外)

・特定保育所（民間）に係わる特定教育・保育については、当分の間

33条1項（受託義務）、42条（情報提供）

母子及び寡婦福祉法28条2項、児童虐待の防止等に関する法律1
3条の2の2項は適用しない

*支給認定保護者又は扶養義務者から、保育費用を、家計に与える影響を考慮して、子どもの年齢等
に応じて定める額を徴収する

*徴収は政令に定めるところにより、私人に委託できる

*滞納処分は、地方税の滞納処分の例による

(7) 特定教育・保育施設に関する経過措置

- *施行の際、現に存する認定子ども園、幼稚園、保育所は、27条1項の確認があったものとみなす
*但し、施行前日までに、申し出をした場合は、この限りでない

(8) 地域型保育事業に関する経過措置

* (7) と同様

II. 認定子ども園法

m. ogawa

1. 目的

2. 定義

- ①幼稚園
- ②保育所
- ③保育機能施設－児童福祉法 51条に規定する業務を目的とするもの
- ④保育所等
- ⑤認定子ども園－3条1項又は3項の認定を受けた施設
3条9項の公示された施設、幼保連携型認定子ども園

3. 幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園

*幼稚園、保育所は都道府県条例の要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる

①条例要件－次ぎの基準に従い、

施設の設備及び運営に関する基準を参照して定める

- 1. 幼稚園の場合－教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか
教育の時間の終了後、在籍園児のえち、保育を必要とする子どもへの教育
- 2. 保育所の場合－保育を必要とする子どもの保育のほか
それ以外の3歳以上の子どもを保育し、かつ
学校教育法 23条各号の目標が達成されるよう保育を行う

- 3. 子育て支援事業のうち、実施が必要とされるものを保護者の要請に応じて提供される体制の下で行う

*幼稚園及び保育機能施設の建物、付属施設が一体的に設置されている場合の幼稚園、保育機能施設が都道府県条例の要件に適合している旨の知事の認定を受けることができる

*条例の要件－－次ぎの基準に従い、施設の設備及び運営に関する基準を参照して定める

①次ぎの何れかに該当する施設

- 1. 連携施設を公正する保育機能施設が、満3歳以上の子どもに学校教育法 23条各号の目標が達成される保育を行い、連携施設の幼稚園との連携協力体制が確保
- 2. 連携施設の保育機能施設の子どもを引き続き、連携施設の幼稚園で教育、保育を行なう
- 3. 子育て支援事業（上記①の3.）

*都道府県知事の認定審査

・条例適合か否かを前提

①必要な財産

②経営に必要な知識、経験

③社会的信望

④欠格事項（社福、学法はこの項のみ）

- ・禁固刑・関係法律罰金刑・労働関係法規罰金刑・認定取消5年未満（申請者、関係者）・5年内に教育、保育に不正、不当行為・法人の場合の役員、法人でない場合の管理者

*要件適合、基準合致は原則認定

*支援法 19条1号、2号、3号区分の需給調整

4. 認定申請

*1項又は3項の条例要件適合を証する書類添付－都道府県知事

①氏名、名称等

②施設の名称等

③保育利用の定員（3歳未満と以上に区分）

④保育以外の子どもの利用定員（3歳未満と以上に区分）

⑤その他主務省令事項

5. 認定有効期間－5年以内－更新制

6. 教育・保育の内容

*10条1項の幼保連携型認定子ども園の教育課程を踏まえる

7. 認定取消

8. 関係機関連携確保

9. 教育・保育の目標

*学校としての教育、児童福祉施設としての保育、保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的連携を図りつつ行う

- ①健康・安全で
- ②集団生活を通じて、
- ③身近な社会生活、
- ④日常の会話や
- ⑤音楽、身体による表現、
- ⑥快適な生活環境

1 0. 教育・保育の内容

*主務大臣が定める

- ①幼稚園教育要領、児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準との整合性の確保
- 小学校との教育の円滑な接続に配慮

1 1. 入園資格

*幼保連携型認定子ども園は、満3歳以上の子どもも、3歳未満の保育を必要とする子ども

1 2. 設置者

*幼保連携型認定子ども園は、国、地方自治体、学校法人、社会福祉法人

1 3. 設備及び運営の基準

*条例で定める－身体的、精神的、社会的な発達のために必要な教育・保育の水準確保

*主務省令で定める基準に従う事項

- ①学級編成、配置する園長、保育教諭、その他の職員、その員数
- ②保育室の床面積その他設備に関する事項で、子どもの健全な発達に密接に関連する事項
- ③子どもの適切な処遇に関する事項

1 4. 職員

*総合子ども園と同様

1 5. 職員の資格

*総合子ども園と同様

1 6. 設置等の届出

1 7. 設置等の認可

1 8. 都道府県知事への情報提供

1 9. 報告徴収等

2 0. 改善勧告、改善命令

2 1. 認可取消

2 2. 運営状況評価

2 3. 運営状況に関する情報提供

2 4. 都道府県における合議制機関

2 5. 学校教育法の準用

2 6. 学校保健安全法の準用

2 7. 教育・保育等に関する情報提供

2 8. 変更届出

2 9. 報告徴収等

3 0. 名称使用制限

3 3. 公私連携幼保連携型認定子ども園に関する特例

附則

1. 施行期日

*子ども・子育て支援法の施行の日から施行する

2. 検討

3. 経過措置

4. 特例

5. 保育教諭等の資格の特例

6. 名称使用制限の経過措置

7. 幼稚園名称使用制限の経過措置

III. 改正児童福祉法

m. o g a w a

改正条項

6条の3

②放課後児童健全育成事業 (第2種社会福祉事業*)

小学校に就学している児童

⑦一時預かり事業 (第2種社会福祉事業*)

家庭において保育を行うこと (満3歳以上の幼児に対する教育を除く養護及び教育)

保育所、認定子ども園 (幼稚園主体、保育所主体、連携施設 (幼稚園+保育機能施設))

幼保連携型認定子ども園であって保育所であるものを除く (保育所主体)

⑨家庭的保育事業

⑩小規模保育事業 (第2種社会福祉事業*)

1.満3歳未満の子ども (6人以上19人以下)

2.満3歳以上の子ども

⑪居宅訪問型保育事業

1.満3歳未満の子ども (当該乳児幼児の居宅で家庭的保育者による)

2.満3歳以上の子ども

⑫事業所内保育事業

⑬病児保育事業 (第2種社会福祉事業*)

小学校に就学している児童

保育所、認定子ども園、病院、診療所、その他省令で定める施設

⑭子育て援助活動支援事業 (第2種社会福祉事業*)

次ぎの援助のいずれか又は全てを受ける事を希望する者との連絡及び調整、援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業

1.一時的に預かり、必要な保護を行うこと

2.円滑に外出できるよう移動を支援する

7条

児童福祉施設とは (退職手当共済法対象施設)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定子ども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

8条

都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置く

③市町村は上記を置くことができる

21条の9

市町村は、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、

養育支援訪問事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援

事業並びに次ぎの事業 (主務省令で定めるもの) が実施されるよう

着実に実施されるよう必要な措置に努めなければならない

1.居宅において児童の養育を支援する事業

- 2.保育所その他の施設で児童の養育を支援する事業
- 3.地域の児童の養育に関する問題に、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行う事業

21条の11

市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに
当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう相談に応じ、
助言を行うものとする

- ③1項の提供、相談、助言、前項の斡旋、調整、要請の事務を委託できる
- ④子育て支援事業者は、前項の事務への協力しなければならない

第3節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

24条

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより
保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について

保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、

次項とは、24条2項

認定子ども園法2条6項に規定する認定子ども園（子ども・子育て支援法27条1項の確認を受けたものに限る）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）

子ども・子育て支援法27条1項とは、「施設型給付費の支給に係わる施設として確認する教育・保育施設（特定教育・保育施設）」

特定教育・保育施設から、確認に係わる教育・保育を受けたとき、施設型給付費を支給する

確認に係わる教育・保育は、地域型保育を除き

- ・支援法19条1号認定の子は、認定子ども園で受ける教育・保育、又は幼稚園での教育に限る
- ・保育にあつては、19条1号認定に提供される教育に係わる標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して、内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲に限る
- ・支援法19条2号認定の子は、認定子ども園での教育・保育、保育所の保育に限る
- ・支援法19条3号認定の子は、認定子ども園又は保育所で受ける保育に限る

当該児童を保育所において保育しなければならない

- ②市町村は、前項児童に対し、認定子ども園法2条6項の認定子ども園（27条1項確認）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない
- ③市町村は、保育の需要に応ずるに足る保育所、認定子ども園（支援法27条1項の確

認) 又は家庭的保育事業が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、

保育所、認定子ども園（保育所であるものを含む）、又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、それぞれの設置者に要請を行うものとする

④市町村は、25条の8第3号又は26条1項第4号規定の報告又は通知を受けた児童
その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、

その保護者に保育所若しくは幼保連携型認定子ども園で保育を受けることの申込みを勧奨し、保育を受けることができるよう支援しなければならない

⑤市町村は、前項の児童が、勧奨、支援を行つても、やむを得ない事由により、

施設型給付費若しくは特例施設型給付費、又は地域型保育給付費の支給に係わる保育を受けることが困難であると認められるときは、

市町村設置の保育所若しくは幼保連携型認定子ども園に入所させ、又は市町村以外の設置する施設併託しなければならない

32条

③市町村は、保育所における保育を行うことの権限並びに

24条3項の調整及び要請、4項の勧奨及び支援並びに5項又は6項の措置に関する
権限の全部又は一部を福祉事務所長又は教育委員会に委任することができる

34条の8

市町村は、放課後健全育成事業を行うことができる

34条の15

市町村は、家庭的保育事業を行うことができる

34条の18

国、都道府県以外のものは、省令次項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる

34条の18の3

国、都道府県知以外のものは、社会福祉法の定めるところにより、子育て援助活動支援事業を行うことができる

35条

⑤都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があったときは、45条1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次ぎの基準によって審査しなけ

ればならない（社会福祉法人、学校法人は4号のみ）

- 1.経済的基盤
- 2.社会的信望
- 3.実務担当幹部職員の社会福祉事業に関する知識又は経験
- 4.欠格事項

イ.禁固以上の刑

ロ.関係法律による罰金刑

ハ.労働関係法律による罰金刑

ニ.認可取消5年経過しない者但し当該事実発生に対して業務管理体制整備の取組状況による

ホ.申請者と密接な関係を有する者の上記同様

ヘ.上記類似

ト.46条1項の検査が行われた日から聴聞決定予定日・・・

チ.上記に関連事項

リ.申請前5年以内に保育に関し不正、不当行為をした者

ヌ.法人で、役員等のうち、イ.からニ.又はヘ.からリ.の何れかに該当する者

ル.法人でない場合、管理者がイ.からニ.又はヘ.からリ.のいずれかに該当する者

⑥都道府県知事は設置認可する場合、児童福祉審議会の意見を聞かねばならない

⑦都道府県知事が設置認可する場合、市町村長に協議しなければならない

⑧都道府県知事は、5項に基づく基準に適合しており、設置者が5項各号の基準に該当すると認めるときは、4項の認可をするものとする

(社会福祉法人、学校法人の場合は4号基準に限る)

但し、保育所の所在地を含む地域の特定教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県が定める子ども・子育て支援事業支援計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は設置によつてこれを超える場合は、4項の認可をしないことができる

⑨認可をしないときは、その旨及び理由を通知

⑩児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置できる

⑪市町村は、児童福祉施設を廃止し又は休所するときは、その1ヶ月前に都道府県知事に届出なければならない

⑫市町村以外の者が上記のときは、都道府県知事の承認を受けなければならない

3 9条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする（利用定員20人以上、幼保連携型認定子ども園を除く）

②保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、その他の児童を日々保護者の下から通わせて保育できる

3 9条の2

幼保連携型認定子ども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする

②幼保連携型認定子ども園に関しては、この法律のほか、認定子ども園法の定めによる

5 1 条

次ぎの費用は市町村の支弁

- 1.変更なし（障害児通所給付費・・・同様）
- 2.2 1条の6の措置に関する
- 3.変更なし（助産の実施ほか）
- 4.2 4条5項又は6項の措置に要する費用（公立保育所）
- 5.2 4条5項又は6項の措置に要する費用（民間保育所）
- 6.変更なし（障害児支援給付費等）
- 7.市町村が設置する児童福祉施設の設備及び職員養成施設の費用
- 8.市町村児童福祉審議会費用

5 2 条

2 4条5項又は6項の措置の児童が、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費を受けることができる場合は支弁要しない

5 3 条

国庫は、5 0条（1号から3号まで、5号の2及び9号を除く）及び5 1条（4号、7号、8号を除く）規定の地方公共団体支弁の費用に対して2分の1を負担する

5 6 条

③5 1条4号又は5号の費用を支弁した市町村長は、本人又はその扶養義務者から負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収できる

⑪保育所又は幼保連携型認定子ども園の設置者が、利用料徴収ができない場合の市町村の請求に基づいて滞納処分ができる規定

- 1.特定教育・保育を受けた乳児・幼児の利用料を市町村が定める額の徴収
- 2.特別利用保育を受けた幼児の利用料を市町村が定める額の徴収

⑫家庭的保育事業者が、上記の場合の規定

- 1.特定地域型保育を受けた乳児又は幼児は、市町村が定める額の合計額
- 2.特別利用地域型保育の場合
- 3.特定利用地域型保育の場合

5 6 条の2

都道府県、市町村は、民間児童福祉施設（保育所を除く）の新設（社会福祉法人に限る）、修理、改造、各町又は整備に要する費用の4分の3以内を補助することができる

5 6 条の4の2

市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、市町村の保育所、幼保連携型認定子ども園の整備に関する計画「市町村整備計画」を作成することができる

②市町村整備計画には、概ね次ぎの事項を定める

- 1.保育提供区域ごとの保育所等の整備に関する目標、計画期間

2.目標達成に必要な保育所等を整備する事業に関する事項

3.その他厚生労働省で定める事項

- ③市町村整備計画は、子ども・子育て支援法61条1項の市町村子ども・子育て支援事業計画と調和を保つ

5 6条の4の3

市町村は、次項の交付金で整備計画に基づく事業又は事務の実施するときは、整備計画を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出

- ②国は、市町村に、市町村整備計画の実施に要する経費にあてるため（民間保育所等に限る）、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を公布できる

- ③前2項の規定ほか、前項の交付金の公布に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める
5 6条の7

市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付その他必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の利用に係わる供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする

- ②市町村は、（上記同様に放課後児童健全育成事業）

- ③国は前2項の措置に関し、に必要な支援を行うものとする

5 6条の8

市町村は、保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所をその申請により、公私連携型保育所の設置、運営を目的とする法人（公私連携保育法人）として指定することができる

- ②前項の指定をしようとするときは、予め指定する法人と次の事項の協定を締結しなければならない

1.名称及び所在地

2.保育等に関する基本的事項

3.市町村による必要な設備の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項

4.協定の有効期間

5.協定違反の措置

6.設置及び運営に関し必要な事項

- ③公私連携保育法人は、35条4項規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより設置

- ④市町村長は、当該協定に定めるところにより、当該設備を無償又は時価より低い価格で貸付、又は譲渡するものとする

- ⑤前項規定は、地方自治法96条、237条から238条の5までの規定の適用を妨げない

- ⑥公私連携保育法人の廃止、休止規定

- ⑦公私連携保育法人の報告等の規定

- ⑧準用規定（18条の16第2項、3項）

- ⑨7項規定による処分規定

- ⑩勧告規定

- ⑪勧告に従わない場合の指定取消規定
- ⑫前項の指定取消処分による廃止規定
- ⑬廃止に関し、必要な保育の継続的提供規定

5 8 条

②

5 9 条の 2

6 条の 3 第 9 項から 12 項規定の業務又は

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- 3 9 条 1 項に規定する業務を目的とする施設（少數対象を除く）であって
- 保育所

3 4 条の 15 第 2 項若しくは 3 5 条 4 項の認可又は

- 家庭的保育事業、児童福祉施設
- 認定子ども園法 17 条 1 項の認可を受けていないもの（認可を取消されたものを含む）
- 民間の幼保連携型認定子ども園の認可

については、

その施設の設置者は、その事業の開始の日から 1 月以内に次ぎの事項を都道府県知事に届出なければならない

- 1.施設の名称及び所在地
- 2.設置者の氏名、住所又は名称及び所在地
- 3.建物その他の設備の規模及び構造
- 4.事業開始年月日
- 5.施設の管理者の氏名及び住所
- 6.その他厚生労働省令で定める事項

付 則

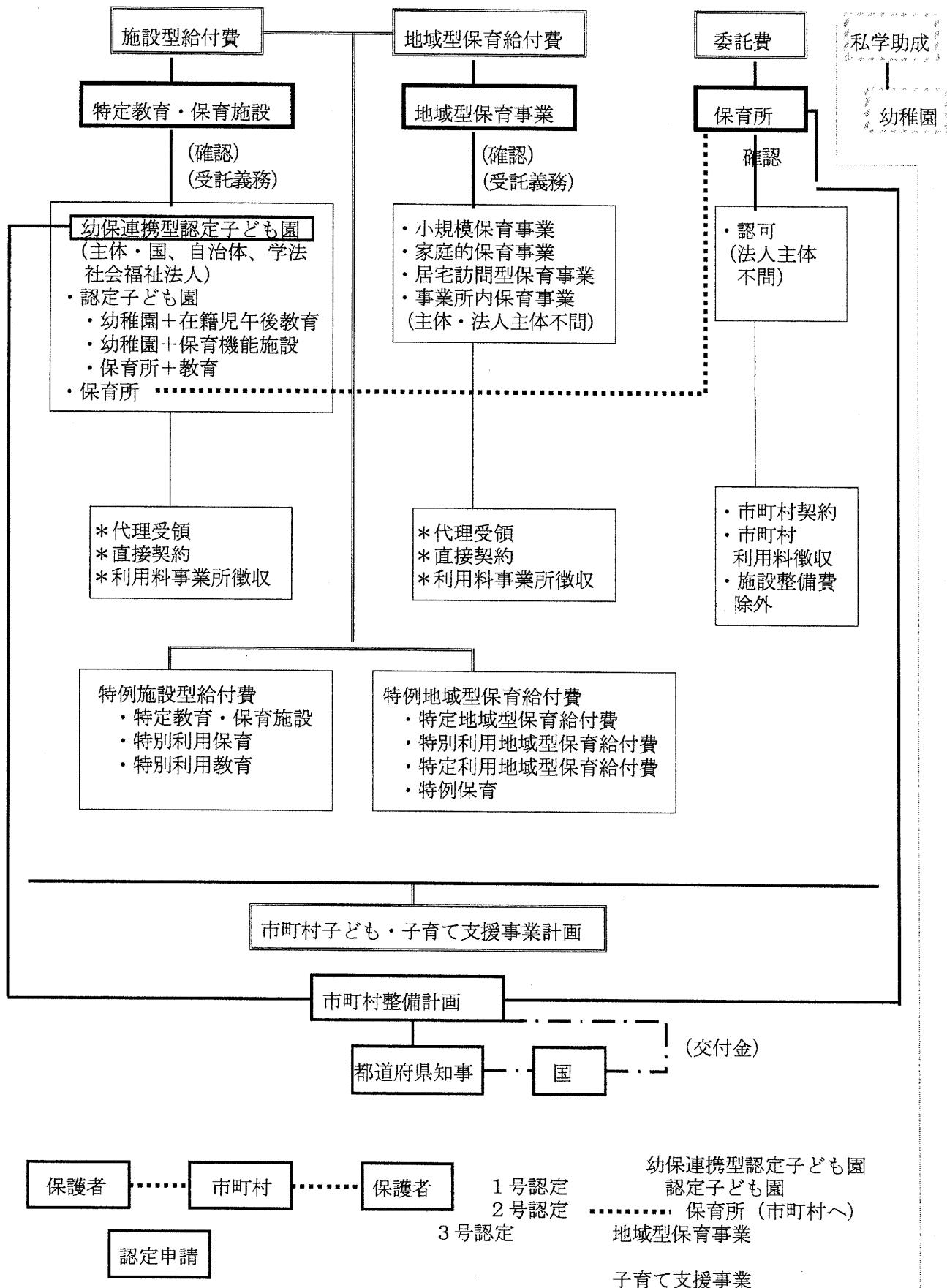
7 3 条

24 条 3 項の規定の適用は、「市町村は、保育所、認定子ども園（支援法 27 条 1 項確認）」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める

②46 条の 2 第 1 項の規定の適用は、当分の間、「24 条 5 項」を「保育所における保育を行うことの権限及び 24 条 5 項」と・・・・・

子ども・子育て支援システム（図）

m. ogawa



「児童福祉施設最低基準」条例策定状況に関するヒアリング 集計結果

【全国社会福祉協議会 児童福祉部 調べ 調査期間:平成24年5月28日～6月8日】

1. 条例施行の状況

【設問1】	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地域主権改革一括法)が本年4月1日より施行されたことに伴い、児童福祉施設最低基準が条例委任されることになっていますが、貴県(市)ではすでにこの条例は制定・施行されていますか。		
(1) 施行している	11 県・市	16%	
(2) 現段階で施行していない	56 県・市	84%	
合計	67 県・市	100%	

2. 施行された条例の内容

【設問2】	〔条例を制定・施行していると回答した都道府県・指定都市について〕		
	厚生労働省令に定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧:最低基準)」と異なる基準を設けている事項はありますか。		
(1) ある	7 県・市	64%	
(2) ない	3 県・市	27%	
(3) 不明	1 県・市	9%	
合計	11 県・市	100%	

3. 今後予定されている条例施行日

【設問3-①】	〔条例を制定・施行していないと回答した都道府県・指定都市について〕		
	貴県(市)における「最低基準条例」の施行予定日を教えてください。		
(1) 24年度中を予定	4 県・市	7%	
(2) 平成25年4月1日施行(予定)	48 県・市	86%	
(3) 未定	4 県・市	7%	
合計	56 県・市	100%	

4. 今後予定されている条例策定のための手続き等

【設問3-③】	〔条例を制定・施行していないと回答した都道府県・指定都市について〕		
	「最低基準条例」の内容について、県民(市民)や関係者等からの意見を伺う機会はありますか。		
※複数回答			
(1) 児童福祉審議会に条例案を諮った(諮る予定がある)	15 県・市		
(2) 県民(市民)に対するパブリックコメントを実施した(実施予定がある)	46 県・市		
(3) 関係団体等との協議・ヒアリングを行った(行う予定がある)	32 県・市		
(4) その他	9 県・市		
合計	102 県・市		

5. 今後予定されている条例の内容

【設問3-④】	〔条例を制定・施行していないと回答した都道府県・指定都市について〕		
	厚生労働省令に定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧:最低基準)」と異なる基準を設けている事項はありますか。		
(1)ある	9 県・市	16%	
(2)ない	20 県・市	36%	
(3)不明	27 県・市	48%	
合計	56 県・市	100%	

6. すでに施行された条例と今後施行予定の条例の内容(合算)

【設問2】および 【設問3-④】の 合算合計	条例の制定・施行の実施の有無にかかわらず(検討・準備中含む)、厚生労働省令に定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧:最低基準)」と異なる基準を設けている事項(設ける予定の事項含む)はありますか。		
(1)ある	16 県・市	24%	
(2)ない	23 県・市	34%	
(3)不明	28 県・市	42%	
合計	67 県・市	100%	

「(1)ある」の具体的な内容(主なもの)

[保育所等]

◆ 従るべき基準

- | | | |
|------|--|----------|
| 東京都 | 乳児室居室面積基準(1.65m ² →3.3m ²) 等 | ※条例制定済 |
| 岐阜県 | 乳児室居室面積基準(1.65m ² →3.3m ²) | |
| 愛知県 | 乳児室居室面積基準(1.65m ² →3.3m ²) | |
| 和歌山県 | 乳児室居室面積基準(1.65m ² →3.3m ²) | |
| 広島県 | 乳児室居室面積基準(1.65m ² →3.3m ²) | ※一部条例制定済 |
| 札幌市 | 乳児室居室面積基準(1.65m ² →3.3m ²) | ※条例制定済 |
| 山口県 | 認定こども園である保育所の保育士配置基準
<input type="radio"/> 3歳短時間利用児 20:1以上
<input type="radio"/> 4・5歳短時間利用児 30:1以上
(具体的な配置基準は規則で規定) | ※条例制定済 |

- | | | |
|-----|--|--------|
| 京都市 | 職員配置基準に上乗せ設定
<input type="radio"/> 1・2歳児 国6:1を5:1に
<input type="radio"/> 3歳児 国20:1を15:1に
<input type="radio"/> 4歳児 国30:1を20:1に
<input type="radio"/> 5歳児 国30:1を25:1に | ※条例制定済 |
|-----|--|--------|

- | | | |
|-----|--|--------|
| 大阪市 | 乳児室5.0m ² 、1歳児3.3m ² 、入所申請が多い場合には、乳児室1.65m ² 、ほふく室3.3m ² 、保育室1.98m ² に上乗せ設定 | ※条例制定済 |
|-----|--|--------|

◆ 参照基準

- | | | |
|-----|-------------------|--------|
| 佐賀県 | 食育推進計画と食育推進担当者の配置 | ※条例制定済 |
|-----|-------------------|--------|

[社会的養護]

◆ 従るべき基準

- | | |
|-----|------------------------|
| 鳥取県 | 母子生活支援施設の個別対応職員の配置を義務化 |
|-----|------------------------|

◆ 参照基準

- | | |
|-----|---|
| 香川県 | ①地上災害に対する具体的な対策を施設内に掲示、②研修記録の整理 |
| 愛媛県 | 災害対策について上乗せする予定 |
| 高知県 | 地震対策を上乗せする予定 |
| 福岡県 | 6条(災害対応)、9条(入所者の差別禁止)、14条(帳簿整備)は地域の状況に合わせて上乗せする予定 |

N o . 1 2 - 0 3

2 0 1 2 . 6 . 2 2

全保協ニュース

[協議員情報]

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆子ども・子育て関連3法案の3党合意が成立◆

-認定こども園法の一部改正法案を議員立法として提出-

子ども・子育て関連の3法案は、4月26日に設置された衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会（委員長：中野寛成衆議院議員／民主党）において、100時間を超える審議がすすめられています。

一方で、民主党、自民民主党、公明党は、社会保障・税一体改革に関する三党の実務者間会合による修正協議をおこない、6月15日に「社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書（以下「合意文書」）をとりまとめました。（別添資料参照）

この「合意文書」に基づき、6月20日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（認定こども園法の一部改正法案）」が議員立法で提出され、6月22日には「子ども・子育て支援法案」および「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の議員修正も国会に提出されました。

今後民主党は、6月26日に衆院本会議で3法案等を可決する方針です。

なお、本会では、7月4日に常任協議員会を開催し、この間の経緯をふまえ修正法案の内容の確認と評価を行うとともに、今後の対応方針について協議を行う予定です。

社会保障・税一体改革に関する確認書について

1. 子育て関連の3法案の修正

(1) 総合こども園法案は廃案

現行の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」を一部改正し、議員立法として提出

(2) 子ども・子育て支援法案は一部修正のうえ議員立法として提出

(3) 関係整備法案は一部修正のうえ議員立法として提出

2. 「総合こども園法案」（廃案）からの主な修正点等

(1) 総合こども園は創設せず、既存の認定こども園（幼保連携型）の拡充を行う。

（2）幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。

（3）既存の保育所及び幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行は義務づけない。

（4）幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。

（5）幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討。（附則）

3. 「子ども・子育て支援法案」の主な修正点等

(1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）を創設。

（2）児童福祉法第24条に則って、市町村が保育の実施義務を担う。

（3）民間保育所利用者への給付は、市町村が民間保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も行う。

（4）保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入。

（5）指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提とする。ただし、待機児対策として社会福祉法人及び学校法人以外の者に対し客観的認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求めたうえで、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き認可。

4. 「関係整備法案」の主な修正点等

（1）児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担う。

5. 法案の附則に盛り込まれる検討事項等

（1）幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方。（再掲）

（2）幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の待遇の改善のための施策並びに潜在保育士の復職支援など人材確保の方策。

（3）法律の施行後2年を目途に、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方。

（4）次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長。

社会保障・税一体改革に関する確認書 (社会保障部分)

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、社会保障・税一体改革の推進（社会保障部分）について、別紙のとおり、確認する。

平成 24 年 6 月 15 日

民主党・自由民主党・公明党　社会保障・税一体改革（社会保障部分） に関する実務者間会合

民主党

自由民主党

公明党

一. 社会保障制度改革推進法案について

別添の骨子に基づき、社会保障制度改革推進法案を速やかにとりまとめて提出し、社会保障・税一体改革関連法案とともに今国会での成立を図る。

二. 社会保障改革関連5法案について

政府提出の社会保障改革関連5法案については、以下のとおり修正等を行い、今国会での成立を図る。

(i) 子育て関連の3法案の修正等

- ① 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
 - 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
 - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
 - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ② 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
 - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負

担の徴収も市町村が行うものとする。

- 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
- この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。
- 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する（児童福祉法の改正）。

その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
- 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。

③ 関係整備法案については、児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。

④ 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規定の整備を行う。

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

- 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

- 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、安定財源確保に努めるものとする。
- 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

(2) 年金関連の2法案の修正

① 低所得高齢者・障害者等への年金額加算

- 低所得高齢者・障害者等への年金額加算の規定は削除するが、消費税率引上げにより増加する消費税収を活用して、平成27年10月から、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずるものとし、今回の消費税率引上げを含む税制抜本改革が「社会保障制度の改革とともに」行うとされている（税制抜本改革法案第1条）趣旨に則り、税制抜本改革法案の公布後6月以内に必要な法制上の措置を講ずる旨を規定する。

- 本措置は、年金受給者（65歳以上の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等）を対象とする。
- 本措置の対象となる低所得高齢者の具体的な範囲は、介護保険制度の保険料軽減の低所得者区分2の範囲等を参考に、「住民税家族全員非課税かつ年金収入及びその他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下」の者とする。障害者等については、20歳前障害基礎年金の支給範囲を参考として決定する。
- 低所得高齢者への給付額は、基準額を定めた上で保険料納付済み期間に応じて決定する（基準額×保険料納付済み期間／480月）。基準額は、月額5千円（近年の単身無業の高齢者の基礎的な消費支出と老齢基礎年金満額との差額等から計算）を基本に定める。保険料免除期間がある低所得高齢者に対しては、老齢基礎年金満額の6分の1を基本とする給付を別途行う（老齢基礎年金満額×1／6×保険料免除期間／480月）。
- 本措置による所得の逆転を生じさせないよう、低所得高齢者の範囲に該当しない一定範囲の者に対しても、補足的な給付を行う。
- 障害者等への給付額は、上記の基準額とする。障害1級相当の者の給付額は、基準額の1.25倍とする。
- 給付金は、国が支給するものとし、事務は日本年金機構に委任する。給付金は年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- 給付額その他の本措置の内容については、低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況等を踏まえた見直しを行う。

② 高所得者の年金額調整

- 高所得者の年金額調整の規定は削除するが、引き続き検討する旨を規定する。

③ 短時間労働者の社会保険適用拡大

- 拡大の対象となる者の月額賃金の範囲及び厚生年金の標準報酬月額の下限を、7.8万円から8.8万円に改める。
- 実施時期を半年後ろ倒し、平成28年10月1日施行とする。
- 「施行後3年までに適用範囲をさらに拡大する」規定を「施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」に改める。

④ 交付国債

- 交付国債関連の規定は削除する。

⑤ 国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置の検討

- 年金機能強化法案の附則に、国民年金第1号被保険者に対する産前6週間産後8週間の保険料免除措置について検討する旨の規定を盛り込む。

⑥ 上記の修正にあわせて、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の技術的な修正など所要の規定の整備を行う。

(別添)

社会保障制度改革推進法案骨子

一 目的

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進する。

二 基本的な考え方

社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として実施する。

- 1 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく。
- 2 社会保障の機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時にを行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現する。
- 3 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とする。
- 4 国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源とする。

三 改革の実施及び目標時期

政府は、四から七までに定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に、八の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて実施する。

四 公的年金制度

政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を実施する。

- 1 今後の公的年金制度については、財政の現況および見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする。
- 2 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を実施する。

五 医療保険制度

政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を実施する。

- 1 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保する。
- 2 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図る。
- 3 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備する。
- 4 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする。

六 介護保険制度

政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとして保険料に係る国民の負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保する。

七 少子化対策

政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現する。このため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていないもの）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上、財政上の措置その他の措置を講じる。

八 社会保障制度改革国民会議

- 1 平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱その他の既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、二の基本的な考え方とのつとり、かつ、四から七までに定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を設置する。
- 2 国民会議は、委員20人以内で組織し、委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、国会議員であることを妨げない。

九 その他（生活保護制度の見直し）

政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを

実施する。

- 1 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に実施する。
- 2 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に対し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築や正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討する。

一体改革 3 党合意 公明の主張が反映<上>

http://www.komei.or.jp/news/detail/20120619_8391

一体改革 3 党合意 公明の主張が反映<上>

公明新聞：2012年6月19日付

社会保障と税の一体改革関連法案をめぐる民主、自民、公明3党の修正合意（15日）のうち、「年金」「子育て支援」「税制」の各分野で実現した公明党の主な主張について、2回に分けて解説します。

「福祉的給付」で加算実現

受給資格期間短縮 無年金者対策も充実

年金

【民主党公約】公明党は、閣議決定した最低保障年金などの創設と、後期高齢者医療制度を廃止する法案の提出を取り下げるよう粘り強く主張。両法案の提出について「あらかじめその内容等について3党間で合意に向けて協議」と明記させました。

改革の実施時期を含め3党間の合意が必要となるため、事実上、公約撤回につながります。

【低年金者対策】公明党はこれまで、基礎年金に定率加算する制度の創設を提案してきました。一方、政府・民主党は、一律6000円の定額加算を主張。しかし、これではきちんと保険料を納めてきた人との間に不公平感が生まれます。

そこで修正協議では、公平性の高い公明党の定率加算の考え方を参考に、「福祉的な給付」として保険料の納付月数に応じた加算制度を設けることになりました。消費税引き上げまでに法案を成立させます。

このほか、パートなど短時間労働者に対する厚生年金適用も拡大されます。

【受給資格期間の短縮など】今の年金制度では、原則として25年間、保険料を支払わなければ年金の受給資格を得られません。無年金者を減らすために、公明党はかねてから受給資格期間を10年に短縮するよう訴えてきましたが、そのまま採用されました。

また、遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大や産休期間中の社会保険料免除も実現します。

【被用者年金の一元化】サラリーマンが加入する厚生年金と、公務員らの共済年金を一元化することが決まりました。

新年金制度創設と後期高齢者医療制度の廃止	3党確認書の中では実施時期も含め「あらかじめその内容等について3党間で合意に向けて協議」と明記。民主党の公約は事実上、撤回につながる
低年金者対策	公明党提案の基礎年金に定率加算する方法を参考に「福祉的給付」で対応。消費税引き上げまでに法案を成立。短時間労働者の厚生年金加入も拡大
受給資格期間の短縮など	受給資格期間を現行の原則25年から10年に短縮。遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大や、産休中の社会保険料免除も
被用者年金一元化	会社員の厚生年金と公務員などの共済年金を一元化。共済年金のみに存在する月額約2万円の賦課加算など官民格差を是正
交付国債	基礎年金の財源確保のために交付国債を発行するという粉飾的な規定を削除
幼保一体化	民主党の「総合こども局」は撤回し、現行の「認定こども園」を拡充。幼稚園教諭と保育士資格の一本化も検討
保育の実施義務	従来通り市町村が実施義務を負う
施設の認可制度	現行の「認可制」を維持。基準を満たす施設は原則として認可することで、施設増と待機児童解消が期待される

共済年金には「職域加算」と呼ばれる上乗せ部分があるほか、厚生年金よりも保険料率が低いなどの優遇措置が以前から問題視されていました。

【交付国債】民主党は基礎年金2分の1の国庫負担の財源を確保するために、交付国債を発行するとしていましたが、公明党はこれを粉飾的手法だと厳しく指摘し、交付国債関連の規定を削除させました。その代わり政府が必要な措置を講じます。

認定こども園を拡充へ

保護者の声を代弁 待機児童対策を強化

子育て

【幼保一体化】幼稚園と保育所が一体化した政府案の「総合こども園」創設は、複雑な制度のため撤回され、現行の「認定こども園」の拡充で対応することになりました。

認定こども園は、全国911カ所に広がり、保護者から高い評価を受ける一方で、財政支援が不十分な点や文部科学省と厚生労働省の両方が関わることから、二重行政の弊害が指摘されていました。

このため認定こども園を、単一の施設として認可・指導監督を一本化するほか、財政支援も拡充します。

公明党が主張した幼稚園教諭免許と保育士資格の一本化や待遇改善などについても検討し、取り組みます。

【保育の実施義務】政府案では、これまで市町村に課されていた保育の実施義務がなくなることから、保護者や関係者から不安の声が多く上がっていました。

こうした点を踏まえ、公明党は「市町村の実施義務を外すべきではない」と主張し続けた結果、引き続き市町村が保育の実施義務を担うことになりました。

【子育て施設の認可制】財政負担の増加を避けたい自治体が、施設の認可を済り保育所が増えない現状を打破するため、公明党の提案を踏まえ、基準を満たした施設であれば自治体は原則として認可する仕組みへと改めます。

大都市部などの待機児童の解消に役立つと期待されています。

社会保障制度改革推進法案

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第一章 社会保障制度改革の基本方針（第五条～第八条）

第二章 社会保障制度改革国民会議（第九条～第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大することとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方

方その他基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

（基本的な考え方）

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に、税金や社会保険料を納付する者の立場に立つて、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てるこことを基本とすること。
- 四 国民が広く受ける社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分から合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本的な考え方につき、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(改革の実施及び目標時期)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第二章 社会保障制度改革の基本方針

(公的年金制度)

第五条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対応及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

三

四

(医療保険制度)

第六条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十二年法律第百九十一号)その他の法律に基づく医療保険制度(以下単に「医療保険制度」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(介護保険制度)

第七条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図ることとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

(少子化対策)

第八条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を維持させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童（保育所における保育を行っていないものをいう。）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 社会保障制度改革国民会議

五

六

(社会保障制度改革国民会議の設置)

第九条 平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第一条の基本的な考え方方にのつとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置く。

(組織)

第十条 国民会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。
- 4 国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 5 会長は、国民会議の会務を総理する。
- 6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出)

第十一 条 国の関係行政機関の長は、国民会議の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。

(事務局)

第十二 条 国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

(設置期限)

第十三 条 国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

(主任の大臣)

第十四 条 国民会議に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任大臣は、内閣総理大臣とする。

七

八

(政令への委任)

第十五 条 この法律に定めるもののほか、国民会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生活保護制度の見直し)

第二条 政府は、生活保護制度に關し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になつた後に再び保護を受けることを余儀なくされるのを防止するための支援の拡充を図ることとともに、就労が困難でない者に關し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

理由

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大することとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十二号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めることともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三千万円の見込みである。

社会保障制度改革推進法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大することとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十二号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がされた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるものとする。

（第一条関係）

二 基本的な考え方

社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

（第二条関係）

1 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むこと

ができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

- 2 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に図り、税金や社会保険料を納付する者の立場に立つて、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 3 年金、医療及び介護においては、社会保障制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 4 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

三 国の責務

国は、二の基本的な考え方の通り、社会保障制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

（第三条関係）

四 改革の実施及び目標時期

政府は、第一の基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置

については、この法律の施行後一年以内に、第三の一の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする」とし。⁸⁾

(第四条関係)

第二　社会保障制度改革の基本方針

一　公的年金制度

政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うちものとする」とし。⁹⁾

(第五条関係)

1 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第三の一の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

2 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対応及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

二　医療保険制度

政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うちものとする

三

こと。

(第六条関係)

1 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。

2 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に關する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。

3 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意志がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。

4 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第三の一の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

三　介護保険制度

政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図ることとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとすること。

(第七条関係)

四 少子化対策

政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を維持させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

(第八条関係)

第三 社会保障制度改革国民会議

一 社会保障制度改革国民会議の設置

平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第一の一の基本的な考え方につとり、かつ、第二の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議(以

五

六

下「国民会議」(じんみつ)を置くこと。

(第九条関係)

二 組織等

国民会議は委員二十人以内をもつて組織すること、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること、委員は国会議員を兼ねることを妨げないこと、国民会議に事務局を置くこと等、国民会議の組織等に関する必要な事項を定めること。

(第十条から第十二条まで、第十四条及び第十五条関係)

三 設置期限

国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとすること。

(第十二条関係)

第四 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 生活保護制度の見直し

政府は、生活保護制度に關し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとすること。

(附則第二条關係)

- 1 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他必要な見直しを早急に行うこと。
- 2 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になつた後に再び保護を受けることを余儀なくされるのを防止するための支援の拡充を図ることともに、就労が困難でない者に關し、就労が困難な者とは明確の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
の一部を次のように改正する。

「第二章 認定こども園に関する認定手續等（第二条第一十一条）	「第一章 幼保連携型認定
目次中 第二章 認定こども園に関する特例（第十二条第一十五条）	第二章 幼保連携型認定
第四章 罰則（第十六条）	第四章 認定こども園に 第五章 難則（第二十二 第六章 罰則（第二十八
こども園以外の認定こども園に関する認定手續等（第二条第一八条）	に改める。
こども園（第九条第一二十七条）	
に関する情報の提供等（第二十八条第一二二条）	
条（第二十七条）	
条・第二十九条	

第一条中「法律は、」の下に「幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに」を加え、「併し、」を「併し」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「幼稚園及び保育所等における」を削る。

第二条第六項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第二十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少數の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）」を「保育機能施設」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の五項を加える。

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第二項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することとともに、保

護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の二第七項に規定する保育をいう。

10 この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の二第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。

第二条第二項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第二十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少數の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。

「第二章 認定こども園に関する認定手続等」を「第二章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等」に改める。

三

四

第三条の見出し中「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条第一項中「（以下「施設」という。）」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、「教育委員会。以下」の下に「この章及び第四章において」を加え、同条第二項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「の教育課程その他の保育内容」を削り、「ものをいう」を「事項をいう。第十条第二項において同じ。」に、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同項第一号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法」に、「実施」を「利用」に改め、同条第三項中「保育所等」を「保育機能施設」に、「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第四項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第一条第一項に規定する国立大学

法人を含む。以下同じ。) 及び市町村以外の者から、第一項又は第二項の認定の申請があつたときは、第一項又は第二項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第一百七十号)第二条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 第一項若しくは第二項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該申請に係る施設を設置する者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいう。)とする。次号において同じ。)が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。
- 四 次のいずれにも該当するものでないこと。

五

六

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下の号において「役

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
の一部を次のように改正する。

	第二章 幼保連携型認定
「第二章 認定こども園に関する認定手続等（第二条第一十一条）	第三章 幼保連携型認定
目次中 第二章 認定こども園に関する特例（第十二条第一十五条）	を 第四章 認定こども園に
第四章 罰則（第十六条）	一 第五章 難則（第二十一
こども園以外の認定こども園に関する認定手続等（第二条第一八条）	第六章 罰則（第二十八
こども園（第九条第一二十七条）	
に関する情報の提供等（第二十八条第一二十九条）	に改める。
条 第二十九条	

第一条中「法律は、」の下に「幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに」を加え、「併し、」を「併し」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「幼稚園及び保育所等における」を削る。

第二条第六項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）」を「保育機能施設」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の五項を加える。

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第二項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することとともに、保

員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとも。ただし、当該認定の取消しが、認定アジモ園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定アジモ園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定アジモ園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、(本文に規定する認定の取消しに該当しないといふとする)ことが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通

七

八

じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定アジモ園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定アジモ園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定アジモ園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、(本文に規定する認定の取消しに該当しないといふとする)ことが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不當な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイから一まで又は八のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイから一まで又は八のいずれかに該当する者であるとき。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項又は第二項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第二項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場合にあっては、その申請が第一項又は第二項の条例で定める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第二項の認定をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずる

九

一〇

おそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は第二項の認定をしないことができる。

一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第一項第一号により当該都道府県が定める区域をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認

定によつてこれを超えることになると認めらるじき。

三 当該申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認めらるじき。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の認定をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を通知しなければならない。

第四条第一項第二号中「施設において保育する児童福祉法第二十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「者」を「者に係る利用定員」に改め、同項第四号中「施設において保育する児童福祉法第二十九条第一項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「の数」を「に係る利用定員」に改め、同項第五号中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め

一一一

一一一

る。

第五条第一項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「実施」を「利用」に、「同法第二十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改める。

第十六条中「第九条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした」に改め、「これを」を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者又は登録を受けていない者を主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師に任命し、又は雇用したとき。
- 二 第十五条第一項又は第四項の規定に違反して、相当の免許状を有せず、又は登録を受けていないにもかかわらず主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師となつたとき。
- 三 第十五条第一項、第二項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭に任命し、又は雇用したとき。
- 四 第十五条第一項、第二項又は第五項の規定に違反して、相当の免許状を有しないにもかかわらず主幹

養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭又は養護助教諭となつたとき。

五 第三十一条第一項の規定に違反して、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

六 第三十一条第二項の規定に違反して、幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いたとき。

第十六条を第二十九条とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

第三十八条 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章を第六章とする。

第十二条から第十五条までを削る。

第二十一条中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「第一条第六項」を「第二条第十二項」に改め、同条を第二十二条とし、第二章中同条の次に次の五条を加える。

(児童福祉法の特例)

一三

一四

第二十三条 第二条第一項の認定を受けた公私連携型保育所（児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する公私連携型保育所をいう。）に係る同法第五十六条の八の規定の適用については、同条第一項中「保育及び」とあるのは、「保育（満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十二条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを含む。）及び」とする。

(公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例)

第三十四条 市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園（次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。）の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの（学校法人又は社会福祉法人に限る。）を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人（以下この条において「公私連携法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定（第二項及び第十四項において単に「指定」という。）をしよう

とするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

- 一 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 二 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 四 協定の有効期間
- 五 協定に違反した場合の措置
- 六 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する必要な事項

3 公私連携法人は、第十七条第一項の規定にかかるらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携幼保連携型認定こども園を設置することができる。

4 市町村長は、公私連携法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携法人が協定に基づき公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等を行うために設備の整備を必要とする場合には、当該協定に定めるところにより、当該公私連携法人に対し、当該設備を無償若しくは時価よりも低い対価で

一五

一六

貸し付け、又は譲渡するものとする。

5 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第一百三十七条から第一百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

6 公私連携法人は、第十七条第一項の規定による廃止等の認可の申請を行おうとするときは、市町村長を経由して行わなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請に係る事項に関する意見を付すことができる。

7 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、公私連携法人若しくは園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査せることができる。

8 第十九条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

9 第七項の規定により、公私連携法人若しくは園長に対し報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは公私連携幼保連携型認定こども園に立入検査をさせた市町村長（指定都市等の長を除く。）は、当該公私連携幼保連携型認定こども園につき、第二十条又は第二十一条第一項の規定による処分が行

われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定ごとも園が正当な理由なく協定に従つて教育及び保育等を行つていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従つて教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。

12 公私連携法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定ごとも園について、第十七条第一項の規定による廃止の認可を都道府県知事に申請しなければならない。

13 公私連携法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であつて、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定ごとも園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

一七

一八

14 指定都市等の長が指定を行う公私連携法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「市町村長」を経由し、「都道府県知事」とあるのは、「指定都市等の長」とし、第六項の規定は、適用しない。
(緊急時における主務大臣の事務執行)

第三十五条 第十九条第一項、第二十条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、園児の利益を保護する緊急の必要があると主務大臣が認める場合にあつては、主務大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るもの(同条第二項を除く。)に限る。)は、主務大臣に関する規定として主務大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、主務大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行いうるものとする。

(主務大臣等)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(政令等への委任)

第三十七条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては主務省令で定める。

「第二章 認定こども園に関する特例」を削る。

第十条及び第十二条を削る。

第九条に次の二項を加える。

2 何人も、幼保連携型認定こども園でないものについて、幼保連携型認定こども園という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第九条を第二十一条として、同条の次に次の章名を付する。

第五章 雜則

第八条第一項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「第十九条第一項に定めるもののほか、都道府県知事」に改め、同条を第二十条とする。

第七条第一項中「（第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第五項の規定による公示がされ

一九

一〇

た施設をいう。以下同じ。）」及び「及び第十条第一項」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条を第十九条とする。

第六条の見出し中「情報」を「教育・保育等に関する情報」に改め、同条中「とき」の下に「第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第一項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第二項の書類の提出を受けたとき」を加え、「当該認定を受けた」を「これらに係る」に、「保育並びに子育て支援事業」を「保育等」に、「第三条第五項」を「第三条第九項」に改め、「場合」の下に「及び都道府県が幼保連携型認定こども園を設置する場合」を加え、同条を第二十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 認定こども園に関する情報の提供等

第五条の次に次の二条及び一章を加える。

(教育及び保育の内容)

第六条 第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保育を行うに当たつては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教

育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第二項の認定を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設がそれぞれ同条第一項又は第二項の条例で定める要件を欠くに至つたと認めるとき。
- 二 第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設の設置者が第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設の設置者が第二十条第一項又は第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設の設置者が同条第五項第四号イからハまで、ト又はチのいずれかに該当するに至つたとき。
- 五 第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設の設置者が不正の手段により同条第一項又は第二項の認定を受けたとき。

一一一

一一一

定を受けたとき。

六 その他第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条第一項又は第二項の条例で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。

(関係機関の連携の確保)

第八条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関（当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。）に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

第三章 幼保連携型認定こども園

(教育及び保育の目標)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第一条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

一一三

一一四

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第一条第七項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たつては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第一項の規定に基づき児童福祉施設について厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一條に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

(入園資格)

第十二条 幼保連携型認定こども園に入園することができる者は、満二歳以上の子ども及び満二歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(設置者)

第十三条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第十四条 都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、

一一五

一一六

その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならぬ。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参照するものとする。

一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数

二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であつて、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

三 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であつて、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

3 主務大臣は、前項に規定する主務省令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、並びに同項第一号及び第二号の主務省令を定め、又は変更しようとするときは、子ども・子育て支援法第七十一条に規定する子ども・子育て会議の意見を聽かなければならない。

- 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(職員)

- 第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならぬ。
- 2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するものほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - 5 副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が一人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
 - 6 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整

一七

一八

- 理し、並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下この条において同じ。）をつかさどる。
- 7 教頭は、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）に事故があるときは園長の職務を代理し、園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において、教頭が一人以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、園長の職務を代理し、又は行う。
 - 8 主幹保育教諭は、園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては、園長及び副園長又は教頭。第十一項及び第十二項において同じ。）を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
 - 9 指導保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行ふ。
 - 10 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。
 - 11 主幹養護教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、及び園児（満三歳以上の園児に限る。）

- 以下の条において同じ。) の養護をつかさどる。
- 12 養護教諭は、園児の養護をつかさどる。
 - 13 主幹栄養教諭は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
 - 14 栄養教諭は、園児の栄養の指導及び管理をつかさどる。
 - 15 事務職員は、事務に従事する。
 - 16 助保育教諭は、保育教諭の職務を助ける。
 - 17 講師は、保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する。
 - 18 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
 - 19 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、保育教諭に代えて助保育教諭又は講師を置くことができる。

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)

一九

三〇

は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)第四条第一項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第二項の登録(第四項及び第二十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。

- 2 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 3 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- 4 助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。)を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。
- 5 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。

(設置等の届出)

第十六条 市町村(指定都市等を除く。次条第五項において同じ。)は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政

令で定める事項（次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があつたときは、第十二条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

一一一

一一一

二 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行つか否かの決定をすることが見

込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるじき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるじき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者

ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理

三三

三四

由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととするところが相當であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

二 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であつた者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならぬ。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協

議しなければならない。

- 6 都道府県知事は、第一項及び第二項に基づく審査の結果、その申請が第十二条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第二項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第一項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当するし認めるときは、第一項の設置の認可をしないことができる。

- 一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利

三五

三六

用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

- 二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

- 三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認めるとき。

- 7 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしない場合には、申請者に対し、速やかに、その旨及び理由を

通知しなければならない。

(都道府県知事への情報の提供)

第十八条 第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対し

三七

三八

て質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

1 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意

に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

二 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。

(認可の取消し)

第一十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。

(運営の状況に関する評価等)

第一十三条 幼保連携型認定こども園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こど

三九

四〇

も園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めることともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の当該幼保連携型認定こども園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第一百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（指定都市等（同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長）」と、同法第八十一条第一項中「該当する児童、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この項において単に「園児」という。）」と、「必要とする児童、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に応じて、園児の教育に関する必要な助言又は援助を行う

四一

四二

よう努めるものとする」と、同法第一百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（学校保健安全法の準用）

第二十七条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二条から第十条まで、第十二条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十六条から第二十一条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十六条第一項に規定する主務省令」と読み替えるほか、同法第九条中「学校教育法第十六条」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十一項」と、「第二十四条及び第三十条」とあるのは「第二十条」と、同法第十七条第二項中「第十二条から」とあるのは「第十三条から」と、「第十二条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条」とあるのは「第十三条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条から第十二条までの規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(認定こども園である幼保連携施設に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第七条第一項に規定する認定こども園である同法第二条第二項に規定する

四二

四四

幼保連携施設（幼稚園（同法第一条第一項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）及び保育所（同法第二条第二項に規定する保育所をいう。）で構成されるものに限る。以下この項及び次項において「旧幼保連携認定こども園」という。）であつて、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。次条第一項において同じ。）及び地方公共団体以外の者が設置するものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に、新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなす。ただし、当該旧幼保連携認定こども園の設置者が施行日の前日までに、新認定こども園法第二十六条第二項の主務省令（以下単に「主務省令」という。）で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により新認定こども園法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携認定こども園（以下の項において「みなし幼保連携認定こども園」という。）の設置者は、施行日から起算して二月以内に、同法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（指定都市等の区域内に所在するみなし幼保連携認定こども園の設置者については、当該指定都市等の長）に提出しなければならない。

- 3 指定都市等の長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、速やかに、当該書類の写しを都道府県知事に送付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の書類の提出又は前項の書類の写しの送付を受けたときは、新認定こども園法第二十八条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該書類又は当該書類の写しに記載された事項についてその周知を図るものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であつて、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二条に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、新認定こども園法第十二条の規定にかかるらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（新認定こども園法第一条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条及び附則第七条において同じ。）を設置することができる。

四五

四六

- 一 新認定こども園法第十二条第一項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。
- 2 前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（法人以外の者に限る。）に係る新認定こども園法第十七条第二項の規定の適用については、「一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは「一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」の二 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」
するほか、必要な技術的読替え
は、政令で定める。

- 3 第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園の運営に關し必要な事項は、主務省令で定める。
(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第一項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第二項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準する職務に従事するものに限る。）となることができる。

2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準する職務に従事するものに限る。）となることができる。

3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九

四七

四八

年法律第九十八号）附則第一条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第一項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第二項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規定は、適用しない。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際に幼保連携型認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、新認定こども園法第三十一条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置）

第七条 施行日において現に幼稚園を設置しており、かつ、当該幼稚園の名称中に幼稚園という文字を用いている者が、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置した場合には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百三十五条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の名称中に引き継ぎ幼稚園という文字を用いることができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

第九条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新認定ごとも國法第十七条第一項の認可の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の整備等)

第十一条 この法律の施行に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定めるところによる。

理由

認定托育施設を拡充し、満1歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一括りに行う幼保連携型認定托育園に関する制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保障・税一体改革に関する確認書 (社会保障部分)

民主党、自由民主党及び公明党の三党は、社会保障・税一体改革の推進（社会保障部分）について、別紙のとおり、確認する。

平成 24 年 6 月 15 日

**民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）
に関する実務者間会合**

民主党、

自由民主党

公明党

(別紙)

一. 社会保障制度改革推進法案について

別添の骨子に基づき、社会保障制度改革推進法案を速やかにとりまとめて提出し、社会保障・税一体改革関連法案とともに今国会での成立を図る。

二. 社会保障改革関連5法案について

政府提出の社会保障改革関連5法案については、以下のとおり修正等を行い、今国会での成立を図る。

(i) 子育て関連の3法案の修正等

- ① 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
 - 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
 - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
 - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ② 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
 - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負

担の徴収も市町村が行うものとする。

- 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
- この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。(コ-ドネータの設置)
- 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する(児童福祉法の改正)。
→待機児童対策

その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。

その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
- 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。

③ 関係整備法案については、児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。

④ 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規定の整備を行う。

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

- 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

- 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、安定財源確保に努めるものとする。
 - 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

(2) 年金関連の2法案の修正

① 低所得高齢者・障害者等への年金額加算

- 低所得高齢者・障害者等への年金額加算の規定は削除するが、消費税率引上げにより増加する消費税収を活用して、平成27年10月から、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずるものとし、今回の消費税率引上げを含む税制抜本改革が「社会保障制度の改革とともに」行うとされている（税制抜本改革法案第1条）趣旨に則り、税制抜本改革法案の公布後6月以内に必要な法制上の措置を講ずる旨を規定する。

- 本措置は、年金受給者（65歳以上の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等）を対象とする。
- 本措置の対象となる低所得高齢者の具体的な範囲は、介護保険制度の保険料軽減の低所得者区分2の範囲等を参考に、「住民税家族全員非課税かつ年金収入及びその他所得の合計額が老齢基礎年金満額以下」の者とする。障害者等については、20歳前障害基礎年金の支給範囲を参考として決定する。
- 低所得高齢者への給付額は、基準額を定めた上で保険料納付済み期間に応じて決定する（基準額×保険料納付済み期間／480月）。基準額は、月額5千円（近年の単身無業の高齢者の基礎的な消費支出と老齢基礎年金満額との差額等から計算）を基本に定める。保険料免除期間がある低所得高齢者に対しては、老齢基礎年金満額の6分の1を基本とする給付を別途行う（老齢基礎年金満額×1／6×保険料免除期間／480月）。
- 本措置による所得の逆転を生じさせないよう、低所得高齢者の範囲に該当しない一定範囲の者に対しても、補足的な給付を行う。
- 障害者等への給付額は、上記の基準額とする。障害1級相当の者の給付額は、基準額の1.25倍とする。
- 給付金は、国が支給するものとし、事務は日本年金機構に委任する。給付金は年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- 給付額その他の本措置の内容については、低所得高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況等を踏まえた見直しを行う。

② 高所得者の年金額調整

- 高所得者の年金額調整の規定は削除するが、引き続き検討する旨を規定する。

③ 短時間労働者の社会保険適用拡大

- 拡大の対象となる者の月額賃金の範囲及び厚生年金の標準報酬月額の下限を、7.8万円から8.8万円に改める。
- 実施時期を半年後ろ倒し、平成28年10月1日施行とする。
- 「施行後3年までに適用範囲をさらに拡大する」規定を「施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる」に改める。

④ 交付国債

- 交付国債関連の規定は削除する。

⑤ 国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置の検討

- 年金機能強化法案の附則に、国民年金第1号被保険者に対する産前6週間産後8週間の保険料免除措置について検討する旨の規定を盛り込む。

⑥ 上記の修正にあわせて、年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案の技術的な修正など所要の規定の整備を行う。

(別添)

社会保障制度改革推進法案骨子

一 目的

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進する。

二 基本的な考え方

社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として実施する。

- 1 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく。
- 2 社会保障の機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時にを行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現する。
- 3 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とする。
- 4 国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源とする。

三 改革の実施及び目標時期

政府は、四から七までに定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に、八の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて実施する。

四 公的年金制度

政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を実施する。

- 1 今後の公的年金制度については、財政の現況および見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする。
- 2 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を実施する。

五 医療保険制度

政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度（以下単に「医療保険制度」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を実施する。

- 1 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保する。
- 2 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図る。
- 3 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備する。
- 4 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする。

六 介護保険制度

政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとして保険料に係る国民の負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保する。

七 少子化対策

政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持续させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現する。このため、待機児童（保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていないもの）に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上、財政上の措置その他の措置を講じる。

八 社会保障制度改革国民会議

- 1 平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱その他の既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、二の基本的な考え方方にのっとり、かつ、四から七までに定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を設置する。
- 2 国民会議は、委員20人以内で組織し、委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、国会議員であることを妨げない。

九 その他（生活保護制度の見直し）

政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを

実施する。

- 1 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に実施する。
- 2 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に対し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築や正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討する。

内閣部会・文部科学部会・厚生労働部会
合同会議 次第

平成24年7月4日(水)
16:00 ~ 党本部704号室

1. 開 会 (司会・進行) 下村博文 部会長

2. 議 事

○ 子ども・子育て関連3法案の内容について

- (1) 認定こども園法の一部改正法案 (議員立法)
- (2) 子ども・子育て支援法案 (議員修正)
- (3) 関係法律の整備法案 (議員修正)

3. 閉 会 (引き続き、文部科学部会)

【各団体・各府省・衆議院法制局 出席者】 (裏面)

子ども・子育て関連3法案について

- ① 認定こども園法※の一部改正法案（議員立法）
- ② 子ども・子育て支援法案（議員修正）
- ③ 関係法律の整備法案（議員修正）

の3法案（いざれも、予算非関連法案）

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

3法案の趣旨：

3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

（※）「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党
社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

【主なポイント】

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」及び「小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実

社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)概要(子育て関連部分)

- (1) 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
- 幼保連携型認定こども園について、單一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
 - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
 - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- (2) 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
 - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則つて保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
 - 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
 - この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。
 - 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する(児童福祉法の改正)。
- その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
- その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
 - 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。
- (3) 関係整備法案については、児童福祉法第24条等に引き続き担うことなどの修正を行う。
- (4) 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備するなど所要の規定の整備を行う。
- (5) その他、法案の附則に所要の検討事項を盛り込む。

【認定こども園法の一部改正のポイント】

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、单一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)。
- また、新たに幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

〈現行の認定こども園法〉

- (1) 総則
(目的、定義)
- (2) 認定こども園に関する認定手続き等
(教育・保育等を総合的に提供する施設の認定等、認定の申請、認定の有効期間等)
※幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- (3) 認定こども園に関する特例
- (4) 執則

〈参考:総合こども園法(政府案)〉

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標及び内容、入園資格等
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格等
- (3) 総合こども園の設置等
・設置者:国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人
- ・区分経理・配当制限
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等
- (4) 総則 (5) 執則 (6) 附則

〈認定こども園法の一部改正〉

- ↑
- (1) 認定こども園法の目的規定の改正
・幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
・認定の手続、教育及び保育の内容
※幼保連携型は、現行通り。
※認定基準に適合すれば、次格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。
 - (3) 幼保連携型認定こども園の認可等
・幼保連携型認定こども園の定義、
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格
・設置者:国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続、
・指導監督、名称の使用制限、罰則 等
※既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない、
※認可基準に適合すれば、次格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - (4) その他
・主務大臣、権限規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、
・保育教諭等の資格の特例 等
・附則に次の検討事項を盛り込む。
・幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討。
・制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。

【子ども・子育て支援法案の修正のポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。
- 上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

〈政府案〉

- (1) 子ども・子育て支援給付
 - ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
 - ② 子どものための教育・保育給付
- 支給認定
こども園給付
こども園(総合こども園、幼稚園、乳児保育所、届出保育施設(基準を満たした認可外保育施設))を通じた共通の給付
- 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- 給付対象施設・事業者
 - 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。
- 市町村の指定を受けた施設・事業者を対象に給付を行う。
- 地域子ども・子育て支援事業
- 費用等
- 子ども・子育て会議等
- その他
- 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。

〈修正後〉

- (1) 子ども・子育て支援給付
 - ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
 - ② 子どものための教育・保育給付
- 支給認定
施設型給付
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
※ただし、市町村が児童福祉法第24条に則つて保育の実施義務を行ふことに基づく措置として、民間保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徵収も市町村が行う。
- 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- 給付対象施設・事業者
 - 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。
- 地域子ども・子育て支援事業
市町村が利用者支援を実施する事業を明記。
- 修正なし
- 地方の子ども・子育て会議の設置を努力義務化
- 附則に次の検討事項を追加。
 - 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や人材確保の検討
 - 法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方を検討
 - 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため安定財源確保
 - 次世代育成支援対策推進法の延長の検討

【子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(議員修正後)のポイント】

- 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととし、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入することと、③小規模保育等を市町村認可事業とすることと、④その他所要の規定の整備などをを行うための修正を行う。

〈政府案〉

- (1) 認定こども園法の廃止
- (2) 児童福祉法の一部改正
 - ① 各事業の定義の明記
 - ・ 保育所は満3歳未満児を保育する施設
 - ② 満3歳以上を保育する保育所は総合こども園に移行
 - ③ 市町村の保育の提供体制の確保義務
 - ④ 利用のあつせん・要請
 - 待機児童がいる市町村が利用調整
 - 虐待等の入所の措置
 - 等
- (3) 保育所の認可
- (4) 小規模保育等の届出

- ↑
- (1) 認定こども園法の廃止規定の削除
 - (2) 児童福祉法の一部改正
 - ① 各事業の定義の明記
 - ・ 保育所は乳児・幼児(0~5歳児)を保育する施設
 - ② 児童福祉法第24条の改正
 - ・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
 - ・ 小規模保育等の提供体制の確保義務
 - ・ 利用のあつせん、要請
 - 待機児童がいる市町村が利用調整
 - ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
 - ・ 虐待等の入所の措置(あつせん、要請等で入所ができるない場合の措置を追加)
 - ③ 保育所の認可制度の改正
 - ・ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基準、社会的信望、社会的福祉事業の知識経験に関する要性を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - ④ 小規模保育等の認可
 - ⑤ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定
(規定内容は保育所の認可と同様)
 - (3) 内閣府設置法の改正
 - ・ 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
 - (4) その他所要の改正

認定こども園法の一部改正法案の概要

趣旨：

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

- (1) 目的規定の修正
 - ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
 - ◆ 認定の手続（認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定）、教育及び保育の内容
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可等
 - ◆ 幼保連携型認定こども園の定義（法律に定める学校であり、児童保育要領（仮称）の策定等）、入園資格（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校でもある保育園又は社会福祉法人等が条例で基準を定める）
 - ◆ 教育及び保育の目標及び内容（国、地方公共団体、基準（園長と保健師等））
 - ◆ 教育施設及び運営認定（園に幼稚園教諭は保育士資格の併有を原則とするなど）
 - ◆ 設備及び運営規格（（園に幼稚園教諭は認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可））
 - ◆ 名称の使用制限、指導監督等
- (4) その他
 - ◆ 主務大臣、検討規定（幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等）、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例等

施行日：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

子ども・子育て支援法の概要

趣旨：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：育給付」の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

- (1) 総則
- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】
 - ◆ 子どもの現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
 - ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】
- (2) 子ども・子育て支援給付
- ◆ 子どものための教育・保育給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等等）
- (3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付の整備、指導監督 ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
- ◆ 施設・事業者に対する利用についての市町村のあつせん及び要請 【第42条、第54条】
 - ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表 等 【第58条】
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
- ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊娠健診 等
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定 【第60条～第64条】
- (6) 費用等
- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める) 【第65条～第71条】
 - ◆ 子ども・子育て会議等の設置、組織・権限及び運営、市町村等の会議制機関の設置努力義務 等 【第72条～第77条】
- (7) 子ども・子育て会議等
- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織・権限及び運営 【第78条～第82条】
 - ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織・権限及び運営 【第83条～第87条】
- (8) 総則
- ◆ 幼稚園教諭・保育士等の待遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討 【第88条～第92条】
- (9) 附則
- ◆ 幼稚園教諭・保育士等への委託費の支払
- 関係整備法：**
- ◆ 児童福祉法の一部改正
 - ◆ 各事業の定義、小規模保育等の提供体制の確保義務、市町村の保育利用のあつせん・要請、入所の措置、保育所認可制度の改正、小規模保育等の認可等を規定） 【第6条～第9条】
 - ◆ 政令で定める日から施行。（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具體的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することとも考慮して検討）
 - ◆ 給付対象施設・事業者の確認の手続等の準備行為は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

子ども・子育て関連3法案に基づく仕組みについて

I 基本的な考え方(ポイント)

■ 基本的な方向性

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・ 地域の子ども・子育て支援の充実（地域子育て支援拠点など）

■ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定・給付・事業を実施
・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制

・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

○ 子ども・子育て会議の設置

・ 有識者、地方公団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て会議を設置する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

II 給付事業

○ 子ども・子育て支援給付

・ 施設型給付＝認定こども園、幼稚園、保育所
・ 地域型保育給付＝小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

・ 児童手当

III 認可制度の改善

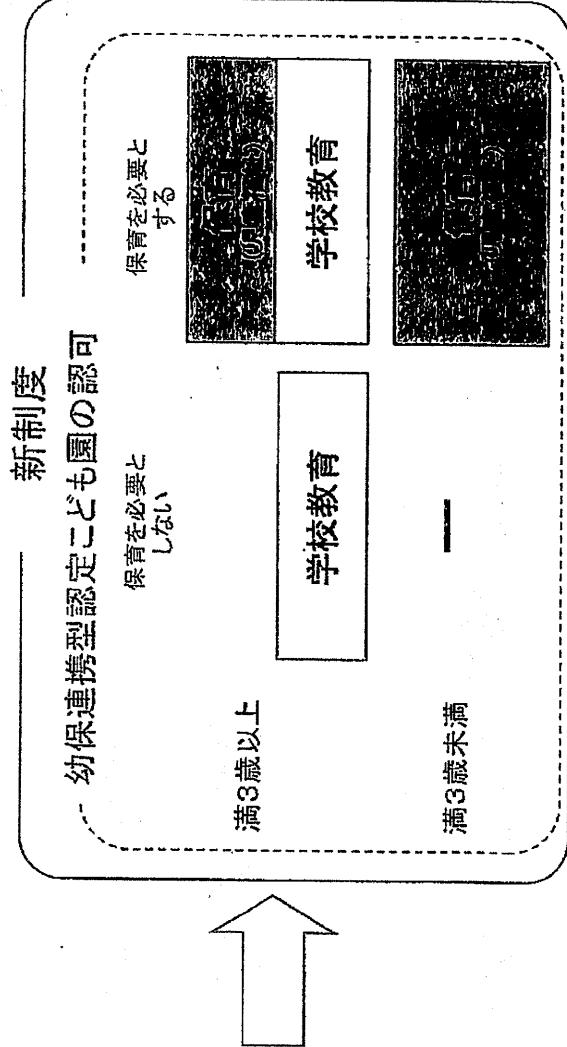
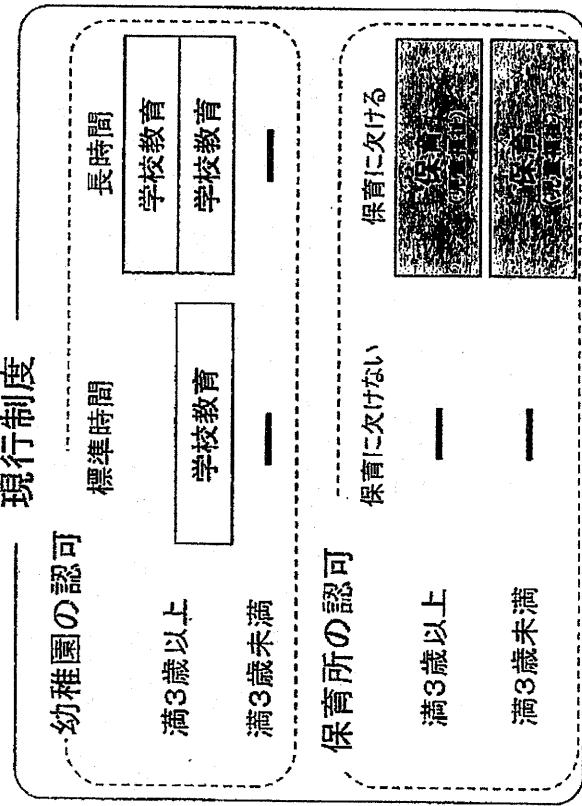
○ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入

・ 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の実績評価による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする
・ その上で、次格事由に該当する場合や持論課題による需給調整が必要な場合を除く

- 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする

新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の要入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であること明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園とは、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



參考資料

子ども・子育て支援

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実

【主な内容】

○ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(幼保連携型認定こども園)の改善、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に

○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ 認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大
- 〔3歳未満児の保育利用率 2012年度 27%(86万人)
放課後児童クラブ 2014年度末 35%(105万人)
2017年度末 44%(122万人)
(* 2011年5月時点)

○ 大都市部以外でも地域の保育を支機能

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

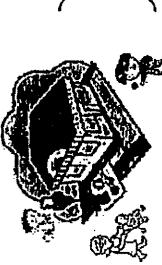
○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実
- 〔地域子育て支援拠点
ファミリー・サポートセンター事業
2012年度 7,555カ所*
2014年度末 10,000カ所
637市町村 →950市町村
(* 2011年度交付決定ベース)

※一体改革の充実策では、2017年度末までの量的拡充による所要額を見込んでいます。



より子どもを生み、
育てやすく



給付設計の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※ 民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、

一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等

(対象事業の範囲は法定)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

児童手当

延長保育事業、病児・病後児保育事業

妊娠健診

放課後児童クラブ

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

子ども・子育て支援法案
～認定こども園・幼稚園・保育所・保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付

**認定こども園
0～5歳**

幼保連携型

**幼稚園
3～5歳**

**保育所
0～5歳**

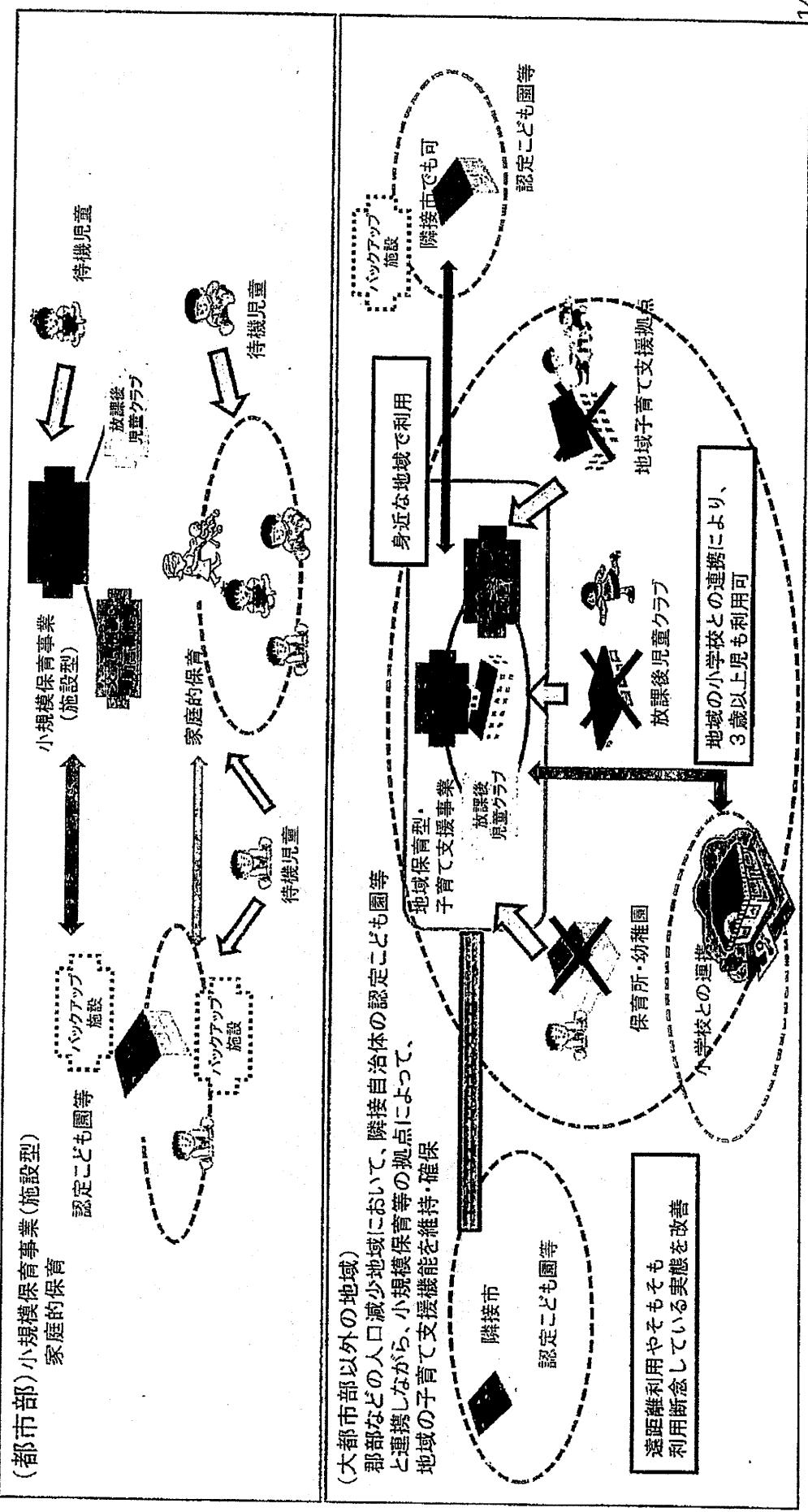
※民間保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

**認定保育所
家庭的保育
居宅型保育
内保育**

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実（イメージ）

- ・都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、保育ママなどの小規模保育を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



安定財源の確保

- 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合)
 - 二. 社会保障改革関連5法案について
 - (1) 子育て関連の3法案の修正等
 - ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。
 - ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。
- 子ども・子育て支援法案（修正案）
 - 附 則
(財源の確保)
- 第3条 政府は、教育・保育その他の子どもの子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て支援の充実のための約0.7兆円の内訳

◎ 子ども・子育て支援の充実：約0.7兆円

* 子ども・子育て関連3法案に基づく仕組みは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

* 子ども・子育てビジョン(H22.1閣議決定)ベースで算定
(ピークはH29年度末)

◇ 認定こども園・幼稚園・保育所 売約0.3兆円

- ・ 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人
- * 3歳未満児保育の利用率 平成24年度 27% → H29年度末 44%
(H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%)
- ・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人
- ・ 放課後児童クラブ 売約 0.01兆円
- * 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人(*) → H29年度末 129万人
- * 1~3年生の利用児童利用率 H24年度 22% (*) → H29年度末 40%
- * H23.5時点ベース

◇ その他 売約 0.1兆円

- ・ 病児・病後児保育 +0百億円
H24年度 144万日 → H29年度末 200万日
- ・ 延長保育 +1百億円
H24年度 89万人 → H29年度末 103万人
- ・ 地域子育て支援拠点 +0百億円
H24年度 7,555カ所 (*) → H29年度末 10,000カ所
- * H23交付決定ベース
- ・ 一時預かり +約10百億円
H24年度 365万日 → H29年度末 5,755万日
- * H23交付決定ベース
- ・ グループケア(児童養護施設等) +0百億円
H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

* 子ども・子育てビジョンでH26年度末の目標値としているものは、H29年度末においても同水準と仮定して試算。
* H24.1の粗末人口推計ベース

◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。(処遇改善を含む。)

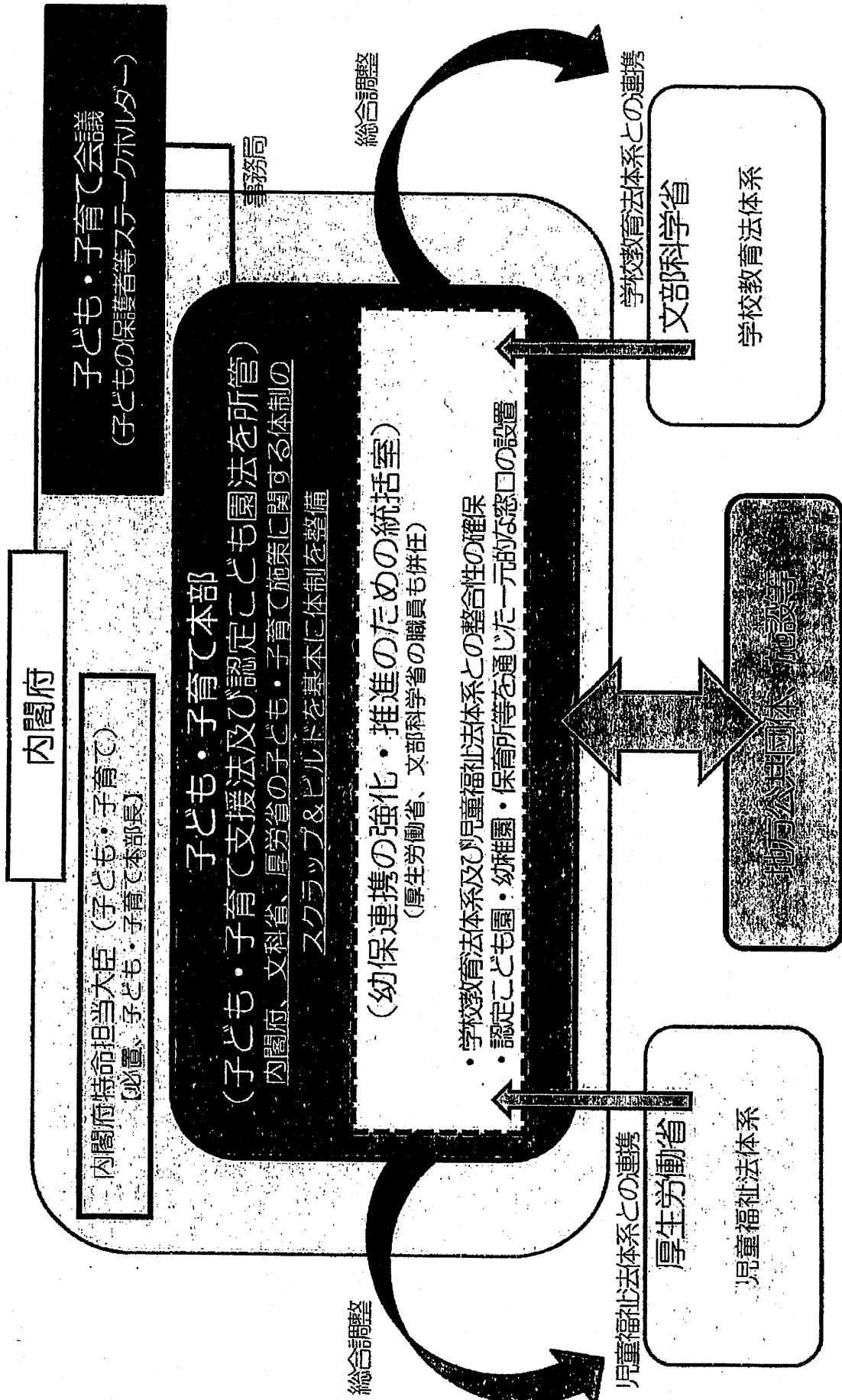
【参考】質の改善として想定している主な内容

- ① 0~2歳児の体制強化
 - ・ 幼稚園による0~2歳児保育への参入促進など
- ② 幼児教育・保育の総合的な提供に向けた質の改善
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化など
- ③ 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実など
- ④ 放課後児童クラブの職員体制の強化
- ⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※1 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

※2 修正後の子ども・子育て支援法案附則第2条第3項において、「政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方…(中略)…について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

内閣府を中心とした一元的本制（イメージ）



※子ども・子育て支援法公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

参考

附則
(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども雇法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○子ども・子育て支援法案(修正後)(抄)

附則
(検討)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るために安定した財源の確保に努めるものとする。

* 下線部分は修正協議を踏まえ追加された規定

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもの総合的な提供の
子どもにに関する法律の一部を改正する法律及び子育て支援法及び総合こと
も園法の施行に伴う関係法律の整備等に対する法律案に対する附帯決議
(平成24年6月26日 衆議院社会保障特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとすること。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけではなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

子ども・子育て支援法案に対する修正案要綱

第一 定義の修正

「教育・保育施設」の定義を置き、「認定」、「ども園」、「幼稚園及び保育所」をいうものとすること。

(第七条第四項関係)

第二 収入の状況等に係る文書の閲覧の求め等の範囲の限定

市町村が、資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧を求めること等ができる者を、
小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者に限定するこ
と。

(第十六条関係)

第三 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給に関する修正

一 施設型給付費の支給

市町村は、支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）が、市町村長が
施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けた
ときは、当該支給認定子どもに係る保護者に対し、施設型給付費を支給するものとすること。

(第二十七条第一項関係)

二 地域型保育給付費の支給

市町村は、支給認定子どもが、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育事業者から当該確認に係る地域型保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る保護者に対し、地域型保育給付費を支給するものとすること。

(第二十九条第一項関係)

第四 教育・保育施設及び地域型保育事業者に関する修正

一 教育・保育施設

1 教育・保育施設の確認

(1) 教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うこと。
(第三十一条第一項関係)

(2) 施設型給付費に係る教育・保育施設の欠格要件の規定等を削除すること。

(第三十一条第四項から第七項まで及び第三十二条関係)

(3) 市町村長は、確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知

事に協議しなければならない」ととすること。

(第三十二条第三項関係)

2 教育・保育施設の基準

確認を受けた教育・保育施設の設置者は、認定こども園の認定基準又は幼稚園若しくは保育所の認可基準を遵守しなければならない」ととすること。

(第三十四条第一項関係)

3 確認の取消し

(1) 市町村長は、確認を受けた教育・保育施設の設置者が教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、教育・保育施設の認可を行つた都道府県知事に通知しなければならない」ととすること。

(第三十九条第一項関係)

(2) 確認を受けた教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な運営をことができなくなつたと教育・保育施設の認可を行つた都道府県知事が認めたときには、市町村長は、確認の取消し等ができる」ととするとともに、確認を取

り消された教育・保育施設の設置者等は、その取消しの日等から起算して五年を経過するまでの間は、確認の申請をすることができない」ととすること。

(第四十条関係)

二 地域型保育事業者

地域型保育事業者についても、教育・保育施設に準じて、確認に関する規定を整備すること。

(第四十三条から第五十四条まで関係)

第五 地域子ども・子育て支援事業に関する修正

地域子ども・子育て支援事業に、子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業を追加すること。

(第六十条関係)

第六 検討

一 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると

認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と。 (附則第二一条第一項関係)

二 政府は、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と。 (附則第二一条第三項関係)

三 政府は、公布後一年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と。

(附則第二一条第四項関係)

四 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする」と。

(附則第三条)

第七 経過措置

一 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定子どもが、確認を受けた教育・保育施設（民間立の保育所に限る。）から保育を受けた場合は、

当該保育に要した費用について、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額（以下「保育費用」という。）を、当該保育所に委託費として支払うものとともに、当該市町村の長は、保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収するものとすること。

二 施行日に確認があつたものとみなされる対象に、この法律の施行の際現に存する認定こども園を追加すること。

（附則第六条関係）

（附則第七条関係）

第八 その他

その他所要の規定を整備すること。



進むか 保育への企業参入

子育て支援制度、どう変わる下

参院で審議中の子育て支援法案では、保育の受け皿を増やす柱として企業の参入をしやすくしようとしている。效果や課題はいったいなんだろう。

「ほんじほんじ」「おひし」と、さぶさぶ笑顔で、砂場で遊ぶ子供たち。保育園の外観は、スクランブル交差点を連想させる。保育士と園児が食べ物屋さん遊びをする楽しげな、じく普通の保育所の光景。

ただ一つ特徴的なのは株式会社が設置した点だ。保育サービス大手「JPホールディングス」の子会社、熊沢清園園長は「会社だから」として特別ないふうをしているわけではなく。でも、公立や社会福祉法人より質が悪いなどといつも決してない」と話す。

「ほんじほんじ」「おひし」と、さぶさぶ笑顔で、砂場で遊ぶ子供たち。保育園の外観は、スクランブル交差点を連想させる。保育士と園児が食べ物屋

基準満たせば認可へ

このため今回の見直しで

は、自治体の裁量が大きい今、規制制度を改善。待機児童が減る限り、基準を満たす新設申請は基本的に認可しない。

業種からの参入があつたが、施設を新設しようとしても、財政難の自治体が運営費などを支払わざるを得ない。そこで、「保育の質」を理由で、企業が設置する保育所をじつざに認可しない自治体もある。

「質の低下」懸念の声

こうした見直しを関係者はどう受け止めているのか。

民間事業者の多くはまだ様子を見ながら、「JPホールディングスの山口洋社長は「市町村の裁量が狭まり、確実に株式会社が入りやすい仕組みになつた」と評価する。約100カ所の保育所を選定してきたノウハウをいかし、他業者の新規参入を支援するコンサルティング事業にも力を入れる考えだ。

ただ、企業の参入拡大には慎重な意見も根強い。専門家が集まる政府の会議などでは「経営者が入るのはなぜか」、「利益優先で保育の質が下がるのではないか」という懸念がたびたび上がった。

「モグモグ」「おひし」など、さぶさぶの園児たちが保育所をいく

どもを預けやすいため、「おひし」が柔軟で、食事もいい。法案が待機児童を解消するため、保育の新たな担い手として活動するのが企業だ。社会福祉法人などより数が多く、事業展開も一般的に速い。ため、参入しやすくすれば整備が進むと期待する。今は株式会社が設置した認可保育所は300ヶ所弱で、全体の1%余りにすぎない。教育・福祉関係や鉄道などのまともな法人より質が悪いなどといつも決してない」と話す。

利用者の腰痛を心配している。福田英樹さんは「公立の方々が安心といふイメージがあり、長女は区立に入れた。でも、アベックは隣でも急いで決してない」と話す。

計画作りを義務づけられる自治体の役割は大きくなる。お金も少ないと必要となるため、政府は消費増税分から子育て支援策に年7千億円を回し、後押しだ方針だ。厚生労働省は「増税分の一部は地方の予算にも回るので、自治体は追加負担なしに保育所を増やすはずだ」と諭諭する。

ただ、増税分が各自治体によって配分されるのは決まっており、それそのための自治体は「それのために人件費を削り、保育士の待遇が悪くなれば、保育の質も下がる。株主の配当を割り切るなど、子どものためにお金が使われる仕組みを作るべきだ」

自治体、役割重く

「質を保ひながら待機児童を解消するのも簡単でなく、国は個々の自治体の待機児童の状況も随分えて対応してほしい」と訴える。(長澤由希子)



泥濘を走る認定こども園児たち。午後4時頃
は0～5歳児70人が一斉に走り出します。

増えるか 認定こども園

子育て支援制度どう変わる上

時計の針が午後の時を示す。
時計の針が午後の時を示す。
時計の針が午後の時を示す。

待機児童の解消をめざして、子育て支援制度が見直されようとしている。民主・自民・公明の3党がついた法案が、国会でいま審議中だ。消費税を2015年度に10%以上上げることで、法案は何をどう変えるのか。わたりとおさげ。

「せんせい、さよならない」
「せんせい、さよならない」
「せんせい、さよならない」

時計の針が午後の時を示す。
時計の針が午後の時を示す。
時計の針が午後の時を示す。

事業主運営と共働き、ひとり親など、様々な家庭環境の子供を受け入れる。
1歳の長男がこども園に通う。お迎えの幼稚園は、教諭さうの護師の手羽焼きさん(33)。

7月10日、大阪府豊中市の認定こども園「豊中文化幼稚園」。おひなさんからおひなさんへアースリーフ。うなぎの3歳児22人のうち、お迎えやバスで帰宅したのは19人。3人は教室を出で、「ただいま」と言ふ。がら預かり保育の部屋に入った。制服を私服に着替えた。制服を私服に着替えると、ほかの年齢の子どもたちと楽しそうに遊び始めた。

認定こども園は、幼稚園と保育所、両方の機能をあわせ持つ「幼保一体型」の施設。

0～2歳 小規模保育を充実へ

認定こども園制度のスタートは86年。定員割れした幼稚園が移行すれば待機児童が減り、預かり保育の教育も受けられる。入ってよかつた。

認定こども園制度のスタートは86年。定員割れした幼稚園が移行すれば待機児童が減り、預かり保育の教育も受けられる。入ってよかつた。

認定こども園が順調に増えたが、さつきは、多い。移行するかどうかは、運営側の自由だから。松田

基準はこれから

基準はこれから

基準はこれから

基準はこれから

行政窓口を一本化 移行は任意

総務省(53)は「窓口が任意である」と、いふ。しかし、関係者がいるといふ。

また、財政支援の申込を実行しない者を認めると、行政窓口が重複するといふ。

増えない理由の一つは、認定行政。保育所部分を厚生労働省、幼稚園部分を文部科学省が管轄するため、認定行政で将来の経営に不安を感じつも、「移行すれば、いつしたままで補助金請求などの手続きを内閣府に一本化する。不十分だった財政支援も拡充し、幼稚園・保育所から移行を促す。

認定こども園が急増する見込みは今のところ薄いため、制度を見直した後も、幼稚園・保育所、認定こども園が併存する状況が続く。入園の申込や料金など、利用者側の使い勝手もこれまでと変わらない見通しだ。

子育て支援制度の変遷

現状	3党で修正し、審議中の法案	政府の当初案
認定こども園への移行は任意。審議はますます	園口となる省庁の改組や財政支援促進で、移行は任意に	園口となる省庁の改組や財政支援促進で、移行は任意に
保育所の場合は市町村、幼稚園と認定こども園は各施設	今と同じ	保育所、幼稚園、認定こども園とも各施設
自治体の財政支援が不十分	園・自治体が財政支援	園・自治体が財政支援
自治体が財政難などを理由に認定こども園を認められないケースもある	今のが認定制度を改め、待機児童がいる限り、基本的に自治体が参入を認めるとする	「指定制」を新設。待機児童がいる限り、認定する小規模の保育所への参入を認めるとする

約4万7千人(11年10月時点)にのぼる待機児童。およそ9割を0～2歳児が占める。法案は、0～2歳児の受け皿として、定員19人以下の「小規模保育」や、保育士が「指定制」を新設。待機児童がいる限り、認定する小規模の保育所への参入を認めるとする。

認定こども園制度のスタートは86年。定員割れした幼稚園が移行すれば待機児童が減り、預かり保育の教育も受けられる。入ってよかつた。

認定こども園制度のスタートは86年。定員割れした幼稚園が順調に増えたが、さつきは、多い。移行するかどうかは、運営側の自由だから。松田

准へぐりが必要」と指摘する。

3歳になった時、スマーズ

に保育所などに移れるかも決まっている。今は保育者が

転職先を自力で探す場合が多く、東京都江東区のおつね保

育園に2歳の長女が通う横田

朱里さん(36)は、「転職先を

定めているが、小規模保育園を

家庭的保育の整備づくらは、

不安も残る。認定保育所は、

国が保育園の最低基準を

定めているが、小規模保育

園は、認定こども園、幼稚

園の認定こども園など、今から多くの施設に問い合わせてい

る」と話す。

厚生労働省は「運営する保育所

などに、保育所に移れる制度

を検討する」と説明するが、法案成立後、制度が整わなければ、保

育者などもがうれしくなる時

点で、もう一度、預かり先を探

さなければならないくなる。

(長崎由美子、細川慶子)

平成 24 年 7 月 23 日

社会福祉法人理事長 様

新宿区子ども家庭部

子ども園推進課長 山本 誠一

新宿区私立認定こども園 事業者公募について

日頃より、新宿区の子ども家庭行政にご支援、ご協力いただき、ありがとうございます。

この度新宿区では平成 27 年 4 月に新たな私立認定こども園の開設を目指し、整備・運営事業者を募集します。

公募応募資格を参考のうえ応募をお考えの法人さまにつきましては、下記「問い合わせ先」までご連絡頂ければと思います。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが宜しくお願ひ申し上げます。

記

1 公募応募資格

(1)～(5)の条件をすべて充たしている社会福祉法人、学校法人、株式会社とする。

- 1 本部等の所在地が、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県であること。
- 2 平成 24 年 7 月 1 日現在、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県において、定員 90 名以上の認定こども園（地方裁量型を除く）、または認可保育園を運営し、かつ定員 90 名以上の認定こども園（地方裁量型を除く）を 5 年以上または認可保育園を 6 年以上運営していること。
- 3 既設園に対する直近の立入調査等において指摘事項が無い、もしくは改善済みであること。
- 4 社会福祉法人以外の者が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日付児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知第 1 の 2 の(3)）及び、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日付児保第 10 号厚生省児童家庭局保育課長通知）による条件を満たすこと。
- 5 区の開催する説明会に参加すること。
(参加できない場合は、別途、区の説明を受けていること。)

※ 7/25 (水) の事業者説明会終了後も、継続して応募申し込みは受け付けます。

【応募受付締切 8/22 (水)】

※ 応募して頂く場合は、別途区の説明を受けて頂ければ可能です。

- 2 問合せ先 新宿区子ども家庭部子ども園推進課子ども園係
電話番号 03-5273-4047 (直通)
担当 鈴木・飛田・近・月橋